

# 全国児童相談所長会平成29・30年度調査 「児童相談所業務の推進に資するための 相談体制のあり方に関する調査」中間報告

子どもの虹情報研修センター研究部長  
川松亮

1

## 児童相談所の歴史

- 【戦後】 戦災孤児・非行児童への対応  
1947年：児童福祉法成立—全国に92か所の児童相談所
- 【70年代ころ】 障がい児への対応  
1973年：療育手帳制度の実施  
障がい児の療育活動の展開
- 【80年代ころ】 不登校児への対応  
グループ活動、家族療法などの展開
- 【90年代半ば】 オウム真理教への対応
- 【90年代末～】 虐待対応の強化
- 【今後】 ？

「未踏の道」を歩んだ歴史（川崎二三彦「児童虐待」）

## 児童相談所に関する国の通知の変遷（児相組織関連）

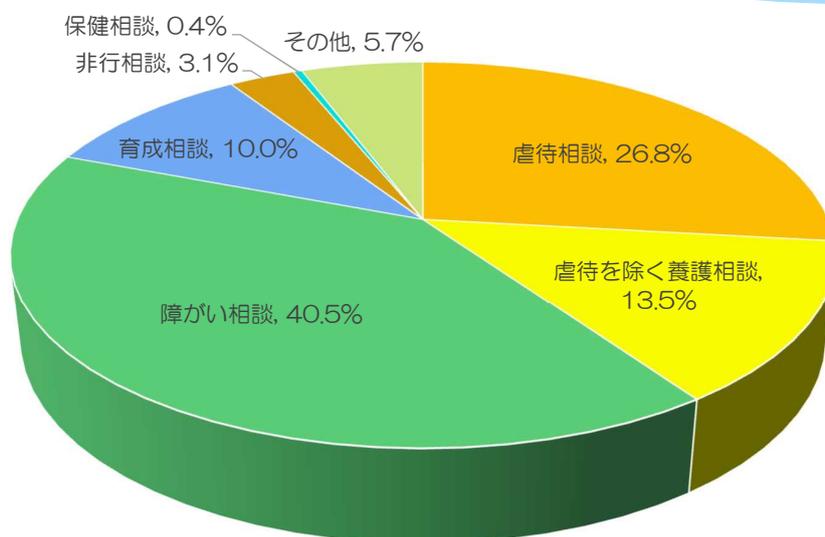
児童福祉マニアル	児童福祉必携	児童相談所執務必携	児童相談所執務必携改訂	「いわゆる『総合的相談機構』について」通知	児童相談所執務提要	「児童相談所の設置形態等について」通知
1951年	1952年	1957年	1964年	1967年12月	1977年	1984年7月
<b>三部制</b> ・相談部（措置部） ・一時保護ホーム ・診断指導部  （チャイルドガイドン スクリニックを中心に一時保護と措置 の機能を付加した ことが特徴→以後、 1977年の執務提要 まで同様の記述）	・措置部 ・判定指導部 ・一時保護部	三課一室（A・B級） ・相談調査課 ・判定指導課 ・一時保護課 ・児童福祉司室  一課一室（C級）	五課（A・B級） ・庶務課 ・相談課 ・措置課 ・判定課 ・一時保護課 三課（C級）		同右	
	児童福祉法第7次改正(1952年)で児童福祉司が児童相談所長の指揮監督下に入り、児童相談所職員となる。			総合相談機構化の動きに対する厚生省の慎重姿勢		他の関連する相談所等と併設することも差し支えない（行革推進の流れ）
インテークワーカー・スーパーバイザー・ケースワーカーの配置	A級～D級までの人員配置を示す	・A級～C級までの人員配置を示す ・受付相談員・相談調査員の配置 ・児童福祉司は人口おおむね10万人に一人	・児童福祉司6名につき1名のスーパーバイザー配置 ・児童福祉司は人口10～13万人に1名を最低とする		・スーパーバイザーは児童福祉司5名につき1名 ・児童福祉司及び相談員をケースワーカーと記載	
			当時の相談種別割合はおおまかに、 養護相談(15%)、 非行相談(25%)、 育成相談(30%)、 障がい相談(20%)、 その他(10%)と記載			

## 児童相談所運営指針以降の変遷（児相組織関連）

### 児童相談所運営指針

1990年	2005年2月改正	2006年9月改正	2009年3月改正	2013年12月改正	2016年9月改正
三部門制 ・総務部門 ・相談・判定・指導・措置部門 ・一時保護部門  児童相談所の機能 ア基本機能 (ア)相談機能 (イ)一時保護機能 (ウ)措置機能 イ民法上の機能	ア基本機能 (ア)市町村援助機能 (イ)相談機能 (ウ)一時保護機能 (エ)措置機能 イ民法上の機能				
地区別構成(地区チーム制)や相談種類別構成(養護チーム、心身障害チーム、非行チーム、育成チーム等)を示す。		組織構成の中で、児童虐待等の相談に対して迅速な対応が行えるよう、養護チームの中に児童虐待専従チーム等を設置することも必要と示す。			C級児童相談所の削除
児童相談所は人口50万人に最低1か所程度が必要		児童福祉司は人口おおむね5～8万までを標準に配置	児童相談所は人口50万人に最低1か所という記載が削除	児童福祉司は人口おおむね4～7万までを標準に配置	・児童福祉司は人口4万人に一人以上配置 ・児童心理司は児童福祉司2人につき1人以上配置

# 全国の児童相談所の相談種別別相談対応件数割合 (平成28年度厚生労働省福祉行政報告例から)



5

## 平成29～30年度全児相調査の目的と方法

### 【背景】

- \* 現在の児童相談所は虐待対応への取り組み強化を求められる一方で、従来の相談にも対応しており、相談対応のあり方が混迷している。
- \* 各自治体は、相談体制を工夫しながら、こうした状況に対応してきている。
- \* 児童相談所の相談体制は、個々に異なる。地域の状況も個々に異なる。

### 【調査の目的】

- \* 各児童相談所は相談体制に関してどのような工夫をして編成してきているのか。その現状や課題を把握する。
- \* 管轄人口規模や相談対応件数等の背景により相談体制にどのような相違があるのかを把握する。
- \* 今後の相談体制を検討する上での参考にする。

### 【方法】

- \* 全国の児童相談所に質問紙調査を実施。(支所・分室・相談室を含めた228か所を対象)  
昨年度に実施済
- \* 事業概要の収集
- \* ヒアリング調査(人口規模や地域のバランスを考慮して選定した児童相談所を対象)  
今年度を実施予定

# 質問紙調査の結果に関する中間報告

\* 質問紙調査期間：2017年10月(10月31日締め切り)

\* 回収率：100%

\* 調査研究メンバー

主任研究者 川松亮 子どもの虹情報研修センター研究部長  
共同研究者 久保樹里 大阪歯科大学医療保健学部口腔保健学科  
鈴木浩之 神奈川県中央児童相談所虐待対策支援課長  
田代健一 新潟県中央児童相談所長  
永野咲 昭和女子大学人間社会学部福祉社会学科

オブザーバー

東京都児童相談センター事業課長  
東京都児童相談センター専門課長

7

## 平成29年度質問紙調査の項目 (赤丸は今回の中間報告の内容)

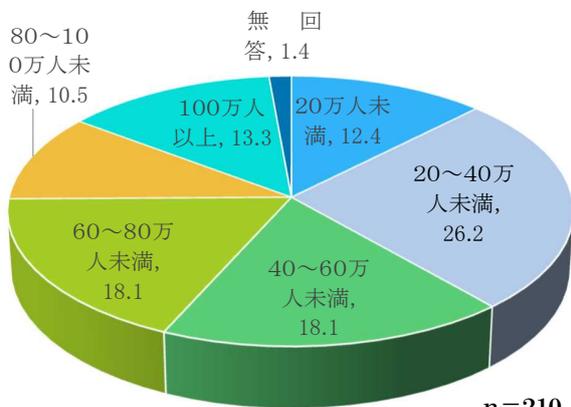
- I. 管轄人口、管轄児童人口、管轄面積
- II. 各職種別職員配置
- III. 相談組織編成について(相談主訴別編成や各専任部署または専任担当者の設置について)
- IV. 育成相談と障がい相談の位置づけについて
- V. スーパーバイザーの位置づけについて
- VI. 夜間・祝休日の対応について
- VII. 相談情報電子システムの導入について
- VIII. 民間機関への業務委託について
- IX. 勤務体制と会議運営について
- X. 相談受理から援助方針決定までの期間について
- XI. 相談対応件数について
- XII. 抱えている課題について

8

# I. 基本情報

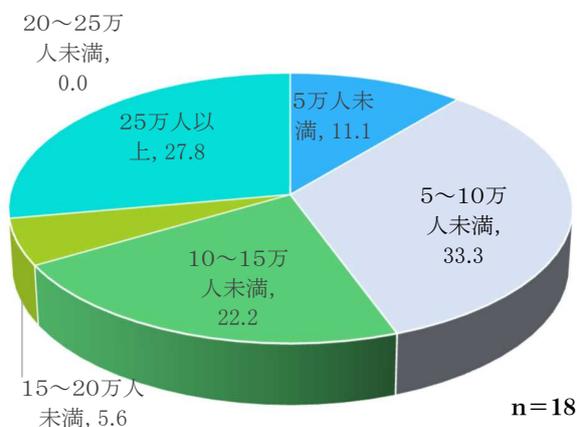
## 管轄人口

### 本所 (数値は割合%)



平均	589,531.6人
最小値	56,788人
最大値	2,458,142人

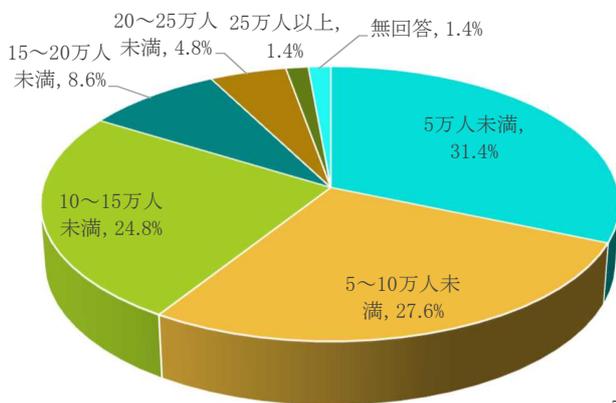
### 支所 (数値は割合%)



平均	151,920.1人
最小値	20,221人
最大値	544,870人

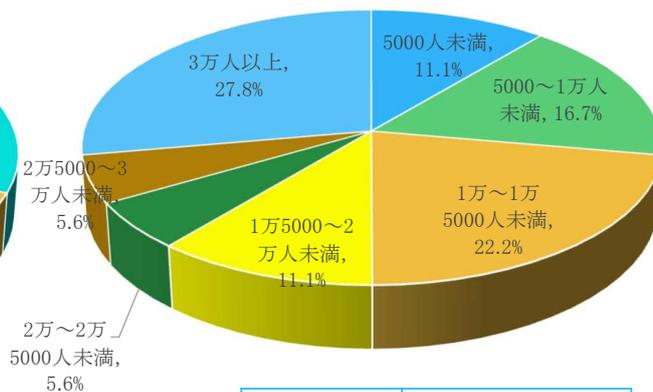
## 管轄児童人口

### 本所



平均	91,697.0人
最小値	7,834人
最大値	30,0970人

### 支所

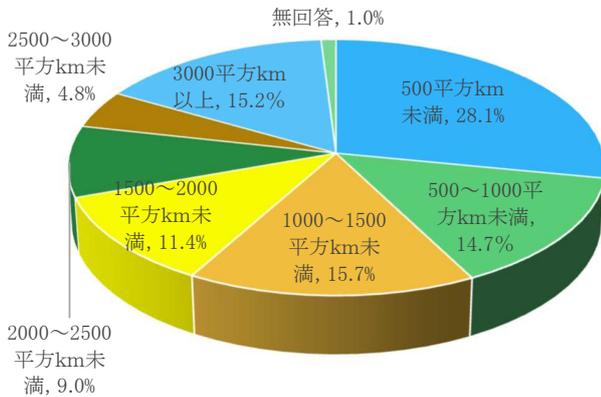


平均	23,779.1人
最小値	2,803人
最大値	87,180人

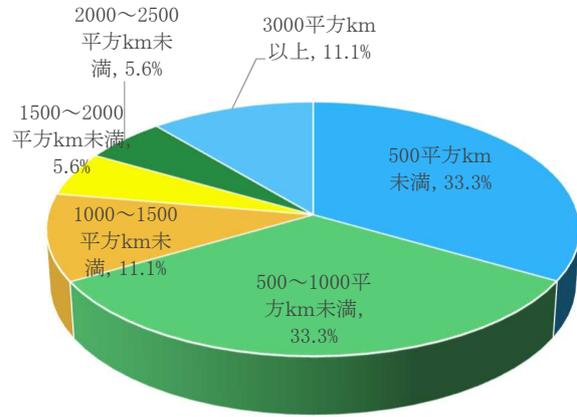
# 管轄面積

## 本所

## 支所



平均	4687.7平方km
最小値	35.7平方km
最大値	14,074.0平方km



平均	1,165.8平方km
最小値	107.0平方km
最大値	4,625.1平方km

11

# 職員数・ケース数

(児童福祉司1人当たりケース数は所属児童福祉司数(ケースを持つSVを含む)で割り戻した数値)

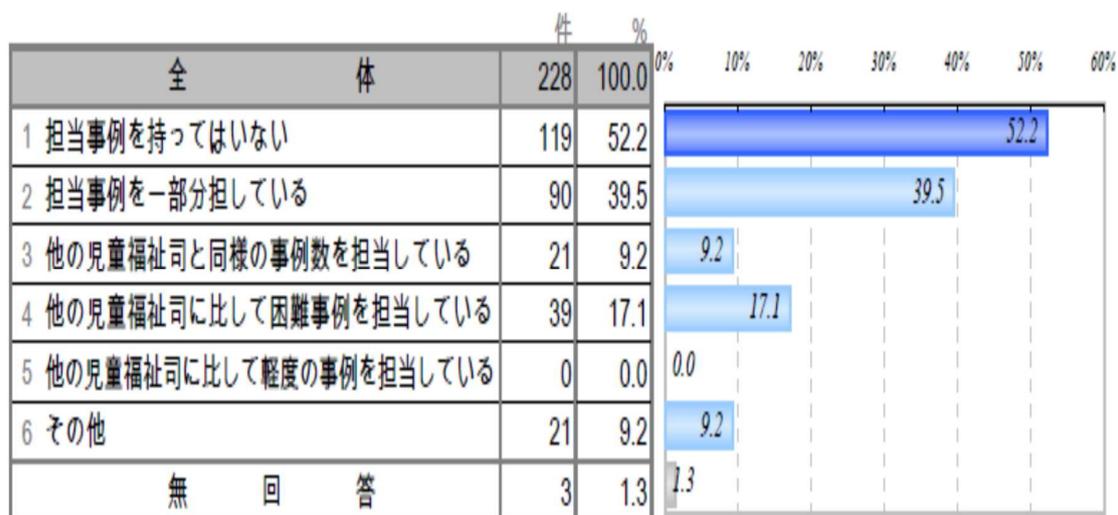
	最小値	最大値	平均値
本所全職員数(210所、非常勤含む)	9人	288人	54.6人
一時保護所を除く本所職員数(本所210所、非常勤含む)	9人	197人	40.3人
支所全職員数(18所、非常勤含む)	3人	25人	8.5人
全相談受理件数(以下、平成28年度、本所・支所228所、有効回答222所)	31件	13,292件	1850.2件
児童福祉司1人当たり全相談受理件数	9.5件	402.8件	148.8件
虐待相談受理件数	4件	2792件	521.9件
児童福祉司1人当たり虐待相談受理件数	1.3件	125.4件	39.0件
児童福祉司1人当たり施設入所措置ケース数(平成28年度、本初・支所228所、有効回答221所)	0.1件	10.5件	3.2件
児童福祉司1人当たり継続関与ケース数(平成29年3月1日時点での継続指導・児童福祉司指導・施設入所・里親委託ケース数の合計、本所・支所228所)	2.7件	264.7件	39.1件

## 児童福祉司スーパーバイザーの配置

	合計	ラインの 監督職 (内数)	職種内訳					
			福祉職	心理職	行政職	保健師	教員	その他の 職種
正規職員	652	428	321	50	238	15	9	28
非正規職員	15	0	13	0	0	0	0	2

児童心理司スーパーバイザーは、全国に144人。内、ラインの監督職は109人。228所中111所が児童心理司スーパーバイザーを0人と回答。

## 児童福祉司スーパーバイザーの位置付けの違い



## 児童福祉司（スーパーバイザーを除く）の配置

	合計	他機関との兼任職員(内数)	職種内訳					
			福祉職	心理職	行政職	保健師	教員	その他の職種
正規職員	2524	151	1620	136	574	59	56	70
非正規職員	39	1	14	1	8	1	1	13

15

## 児童心理司（スーパーバイザーを除く）の配置

	合計	他機関との兼任職員(内数)	内訳	
			心理職	その他の職種
正規職員	1082	101	932	139
非正規職員	141	7	-	14

16

## その他の職員

	正規職員	非正規職員	備考
保健師	179	17	正規職員の内、ラインの監督職・児童福祉司・児童心理司が43人。 正規職員の内他機関との兼任が57人。
相談員	227	562	
医師	51	536	正規職員の内、ラインの監督職が15人。 正規職員の内、他機関との兼任が32人
現職警察官	46	3	正規職員の内、児童福祉司が7人。 正規職員の内、他機関との兼任が24人
警察官OB	0	136	
教員	94	92	教員の内、一時保護所職員が100人

17

## Ⅱ. 相談体制

### 相談組織編成に関する調査内容

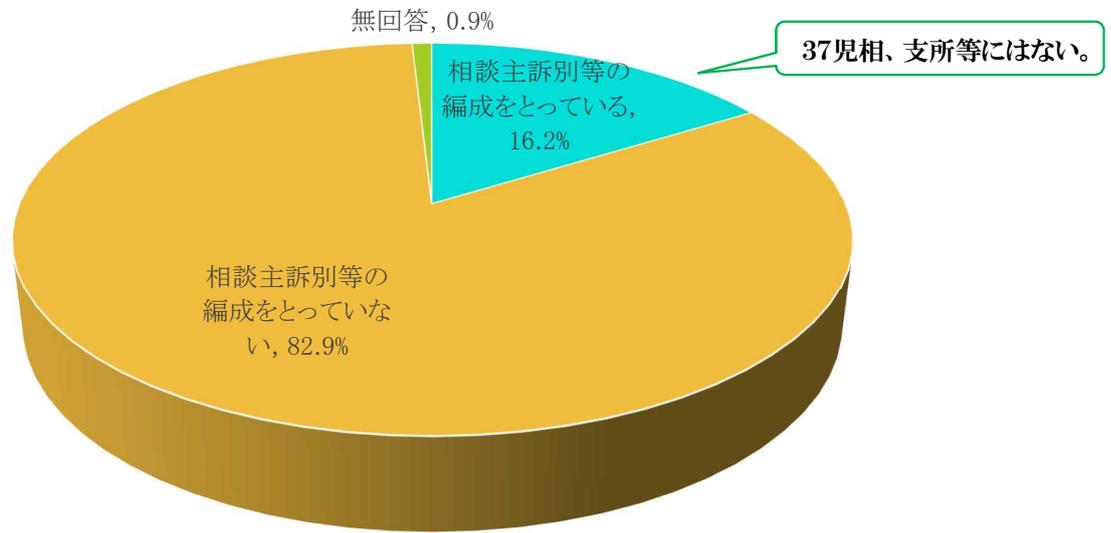
(支所・分室・相談室(18か所)を含む228児相対象)

1. 相談主訴別組織編成
2. インテーク担当
3. 虐待対応専任担当
4. 非行相談専任担当
5. 家族支援専任担当
6. 施設措置担当
7. 里親担当
8. 市町村支援担当



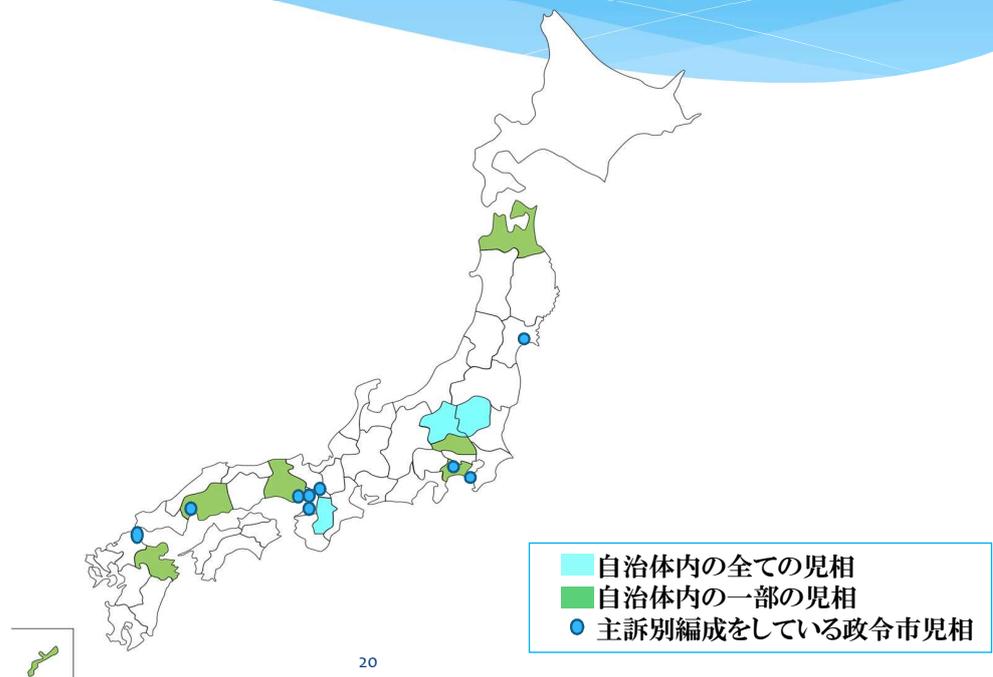
- \* 設置の有無
- \* 専任担当者の職種と人数
- \* 業務内容
- \* 地区担当者への事例引継ぎのタイミング、あるいは専任担当者が事例に関与するタイミング
- \* 専任設置の利点
- \* 専任設置の課題
- \* 専任設置の評価

# 相談主訴別編成の有無



19

# 主訴別編成をしている児相のある自治体

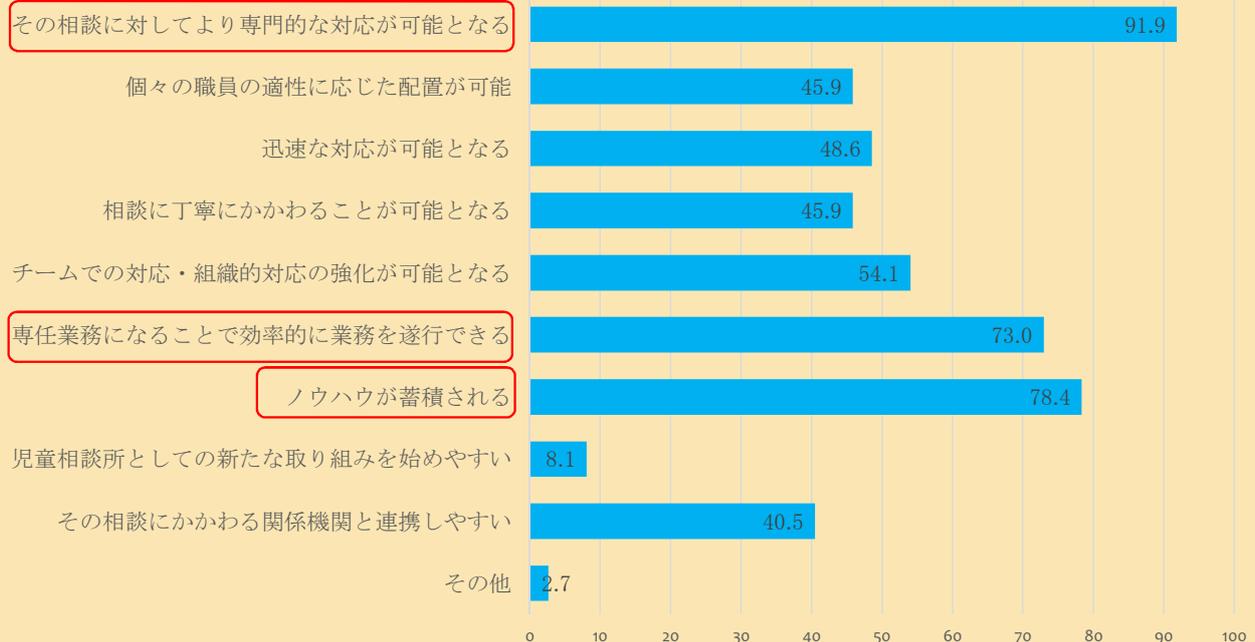


## 相談主訴別編成の例

	1	2	3	4	5
A	養護相談・非行相談 担当	障害相談・育成相談 担当			
B	子ども相談支援班	障害児支援班	企画・里親推進班		
C	虐待対策課	育成相談課	家庭支援課		
D	虐待班	地域班	インテーク	発達相談課	
E	虐待対応係	家庭支援係	施設里親支援係	発達支援係	
F	虐待相談グループ	相談グループ	支援グループ	育成グループ	
G	家庭支援係(児童虐 待対応担当)	家庭支援係(養護相 談担当)	養育支援係	育成相談担当係	
H	虐待対応グループ	相談支援グループ	心理相談グループ	教育相談グループ	運営グループ
I	虐待・相談指導担当	家族支援担当	里親推進担当	心理・相談援助担当	安全確認・市町村支 援担当
J	子ども相談課 相談支援グループ	子ども相談課 心理相談グループ	子ども支援課 福祉支援グループ	子ども支援課 親子支援チーム	虐待対策支援課

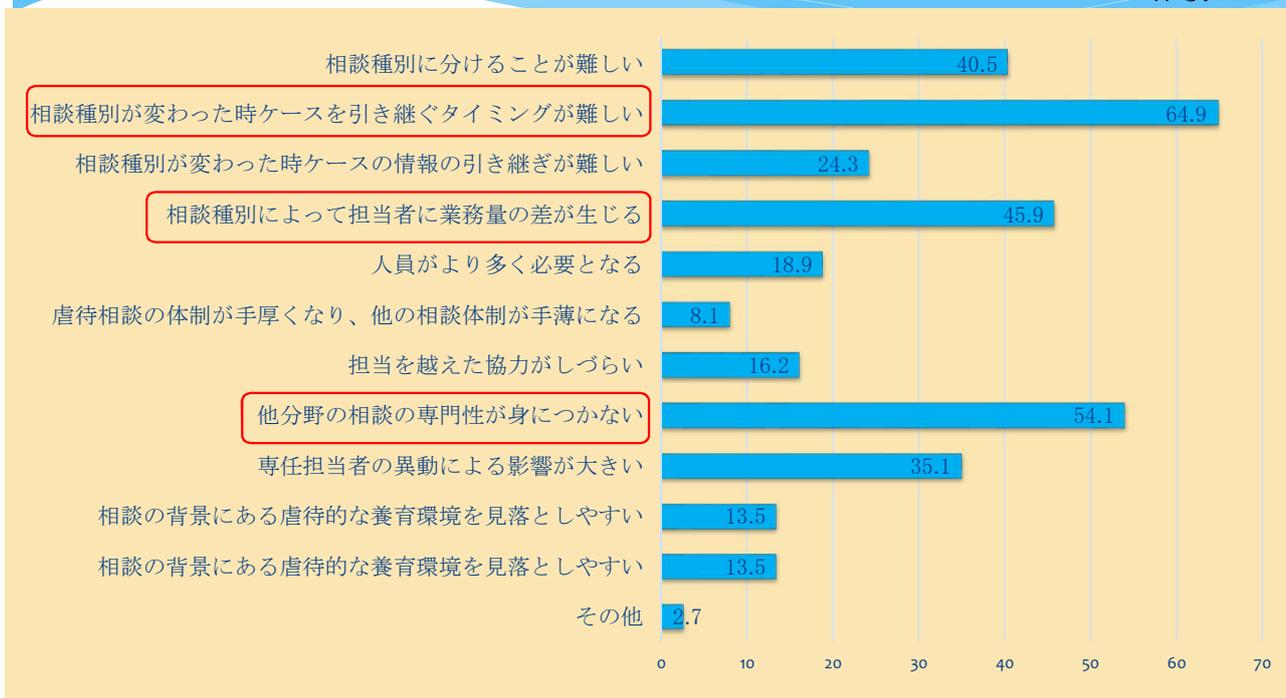
## 相談主訴別等編成の利点

N=37



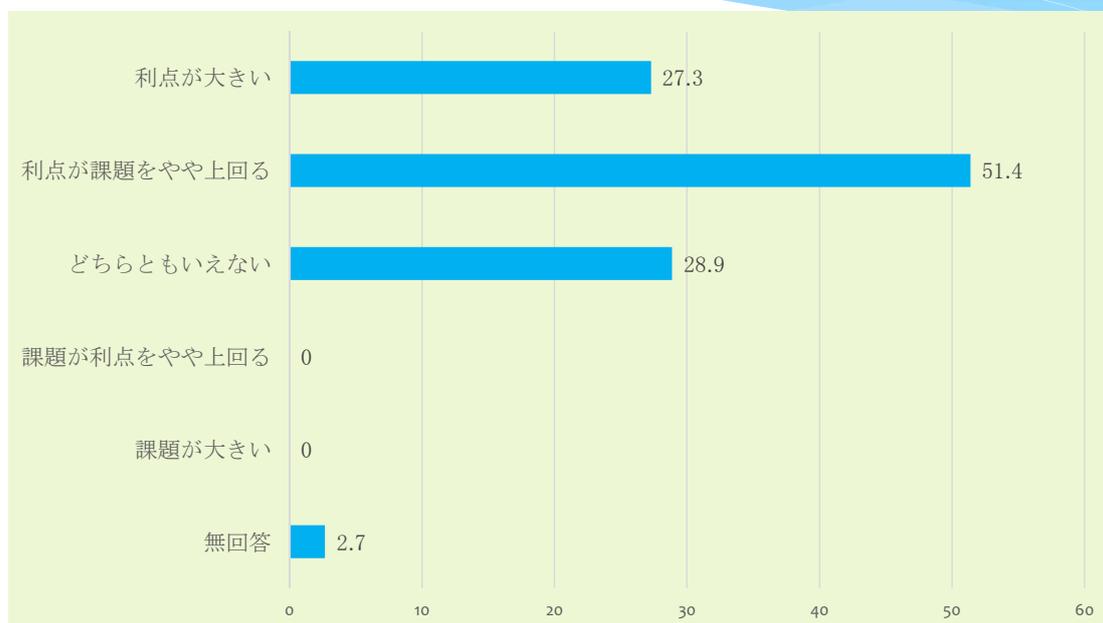
# 相談主訴別等編成の課題

N=37

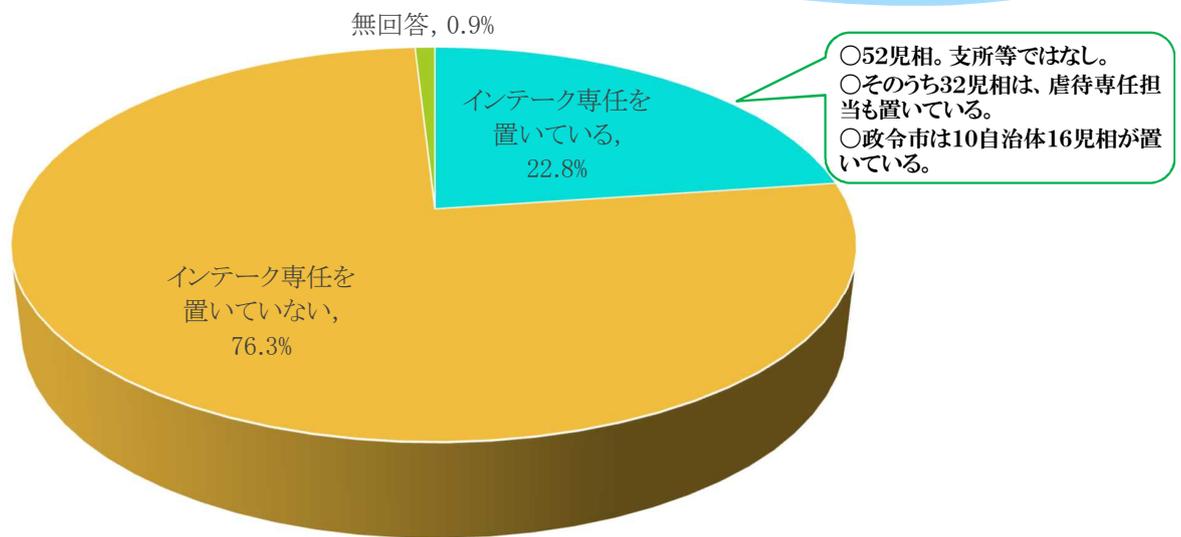


# 相談主訴別編成の評価

N=37



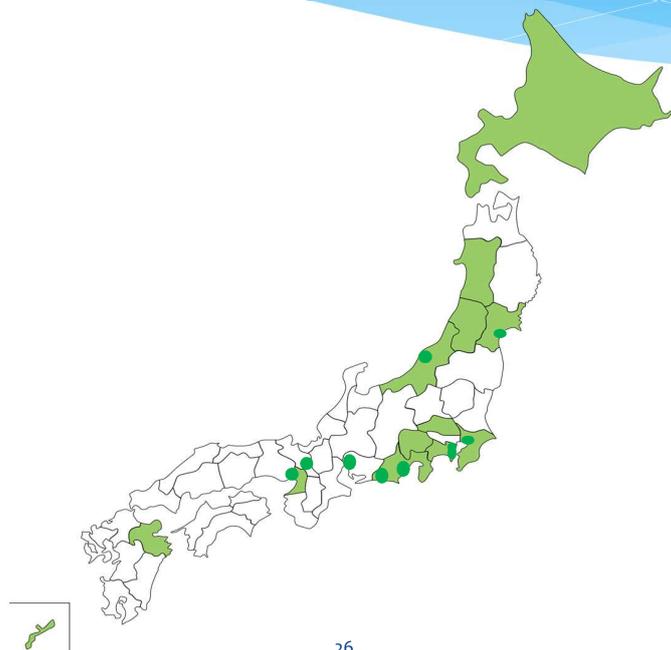
## インテークのための専任部署または専任者



N=228

25

## インテーク担当を置いている児相のある自治体



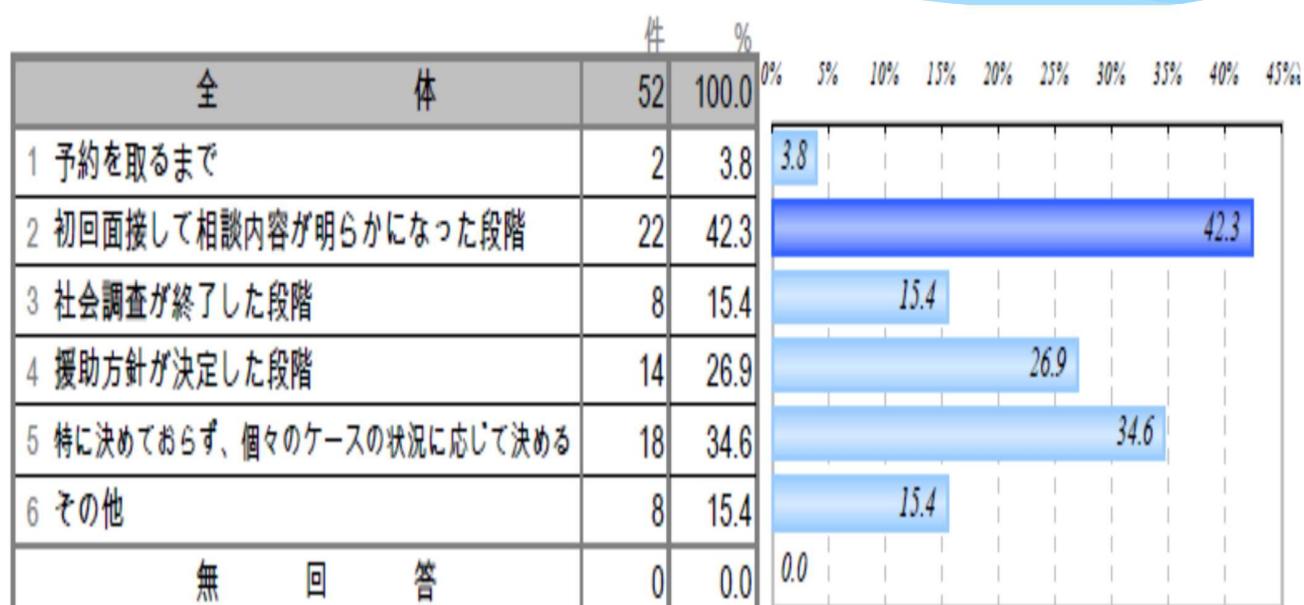
26

## インテーク部門の職員構成

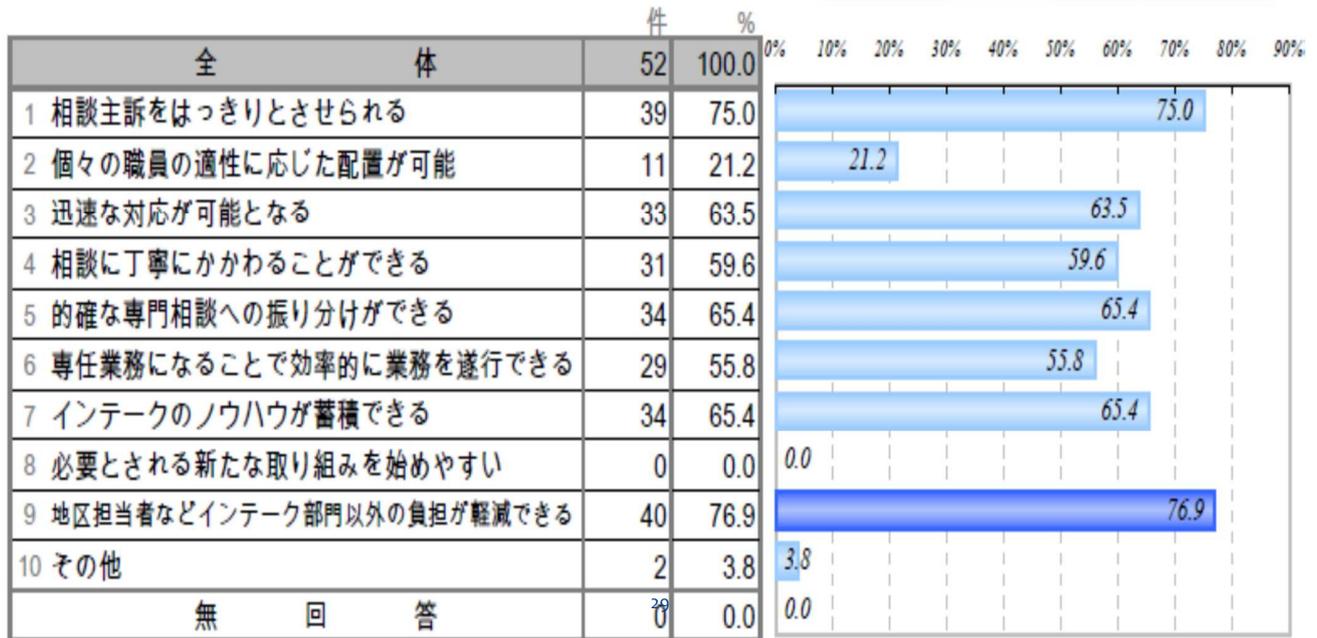
職種	平均配置人数
児童福祉司(正規)	1.6人
児童福祉司(非正規)	0.1人
児童心理司(正規)	0.3人
相談員(正規)	1.3人
相談員(非正規)	0.8人
その他職員(正規)	0.2人
その他職員(非正規)	0.1人
計	4.4人

27

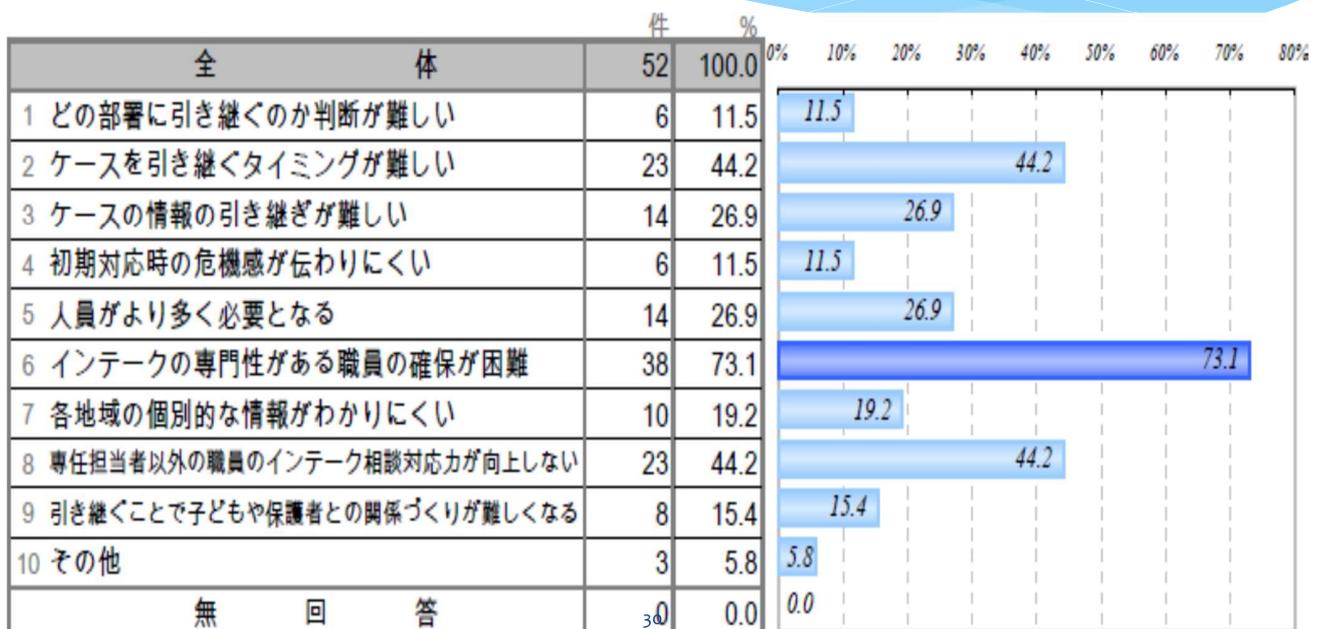
## インテークの専任から事例を引き継ぐタイミング



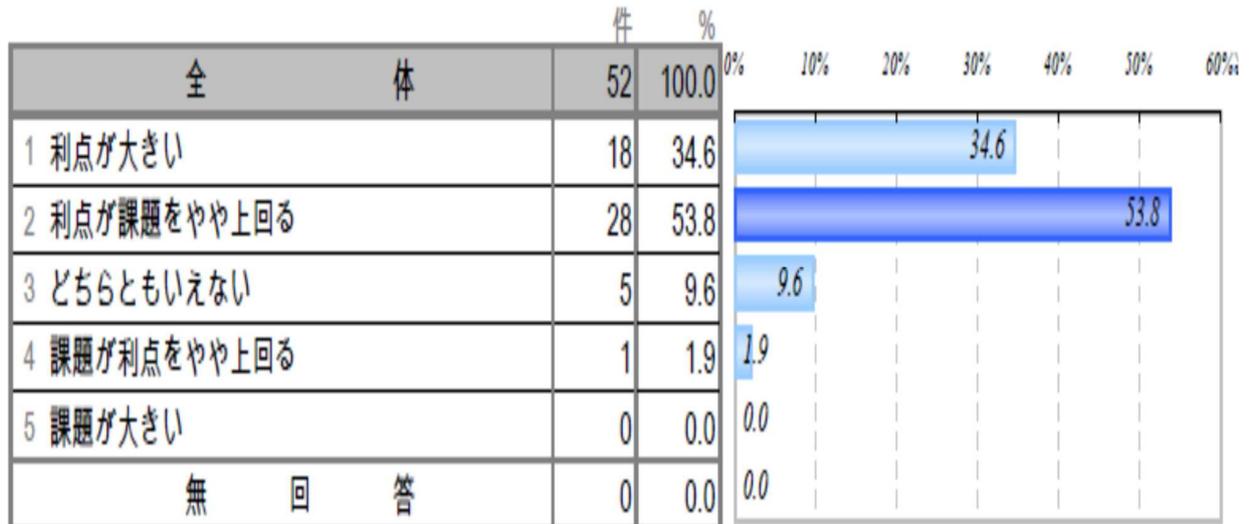
## インテーク担当を置いている利点



## インテーク担当を置いていることに関する課題

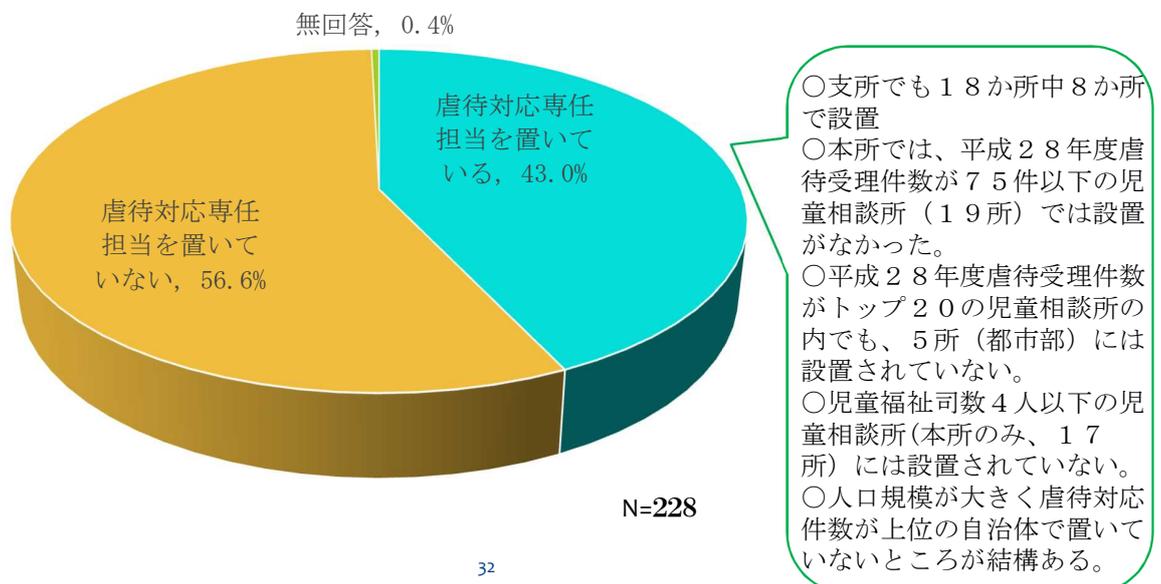


## インタビュー担当を置いている評価



31

## 虐待対応の専任部署または専任者



32

## 虐待相談受理件数と専任設置の関係

平成28年度の虐待相談受理件数	児童相談所数	虐待専任設置児相数	設置有児相の割合
200件未満	64	12	18.8%
200～400件未満	54	20	37.0%
400～600件未満	42	19	45.2%
600～800件未満	16	9	56.3%
800～1000件未満	16	13	81.3%
1000件以上	30	21	70.0%
データ欠損	6	4	
合計	228	98	

## 虐待対応専任担当の職員構成

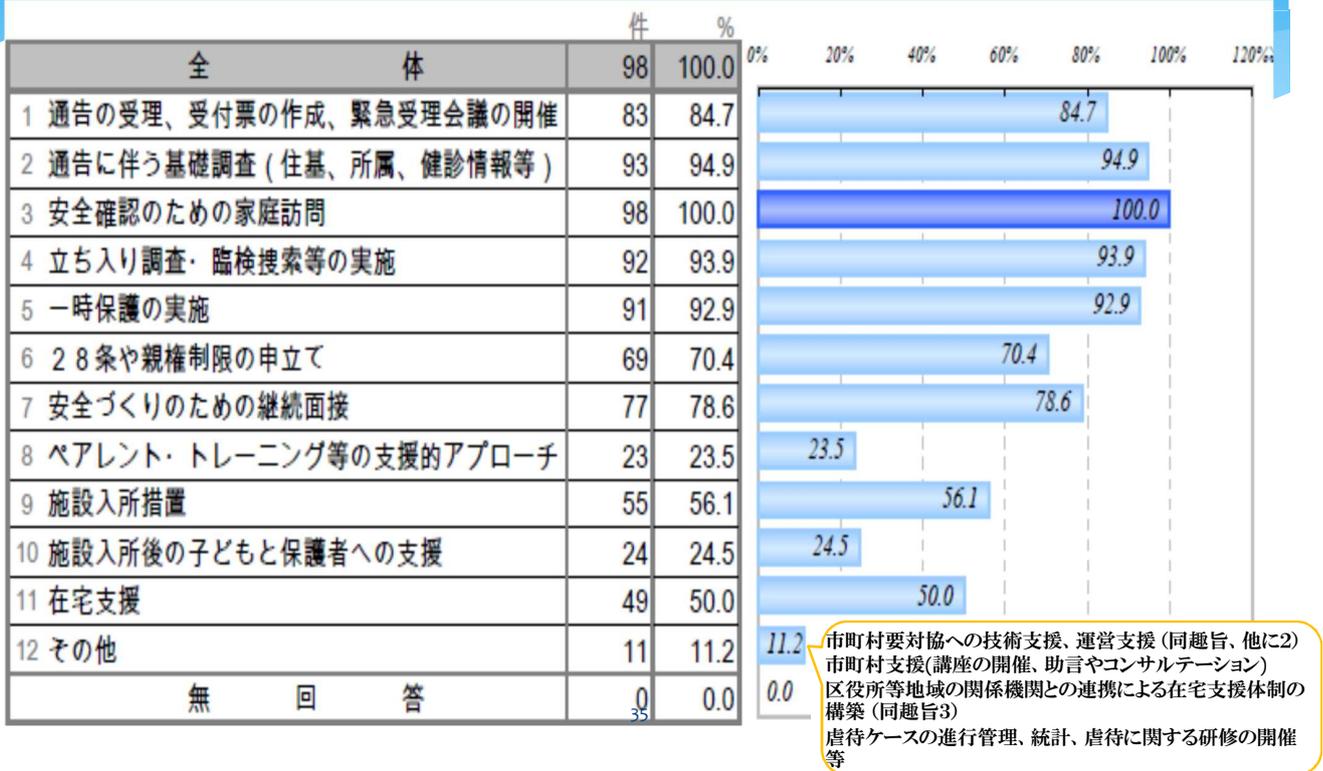
職種	平均配置人数
児童福祉司(正規)	5.5人
児童福祉司(非正規)	0.1人
児童心理司(正規)	0.3人
相談員(正規)	0.1人
相談員(非正規)	0.5人
警察官・警察官OB(正規)	0.1人
警察官・警察官OB(非正規)	0.8人
その他職員(正規)	0.5人
その他職員(非正規)	1.0人
計	8.9人

17.3%の児相が10人以上所属、51.0%の児相は2～5人所属

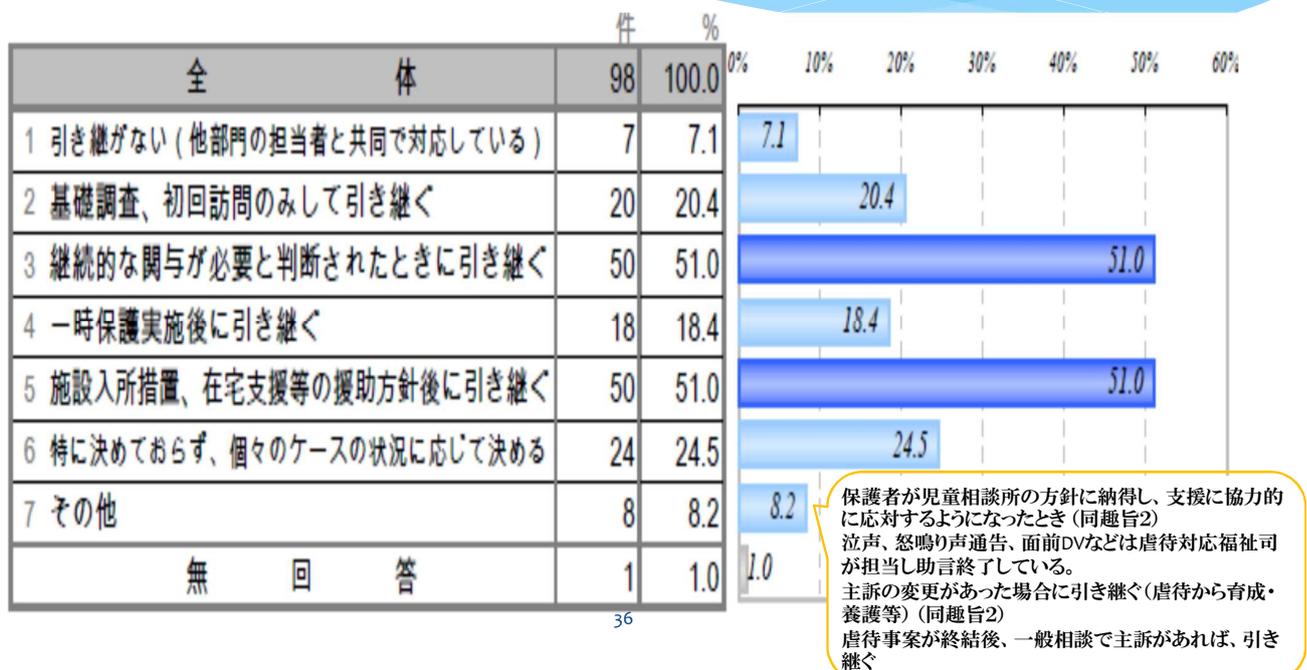
23.5%の児相に1人、22.4%の児相に2～5人所属

10人以上所属が2児相あり

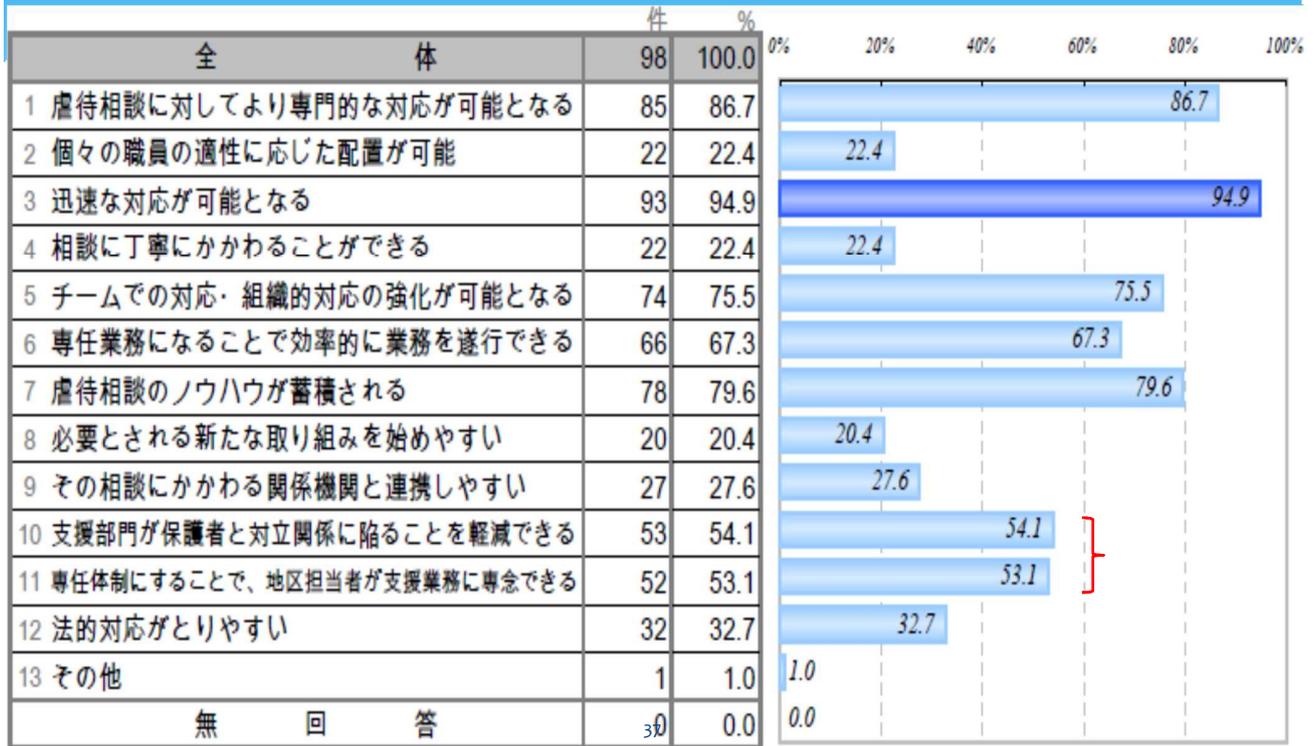
## 虐待対応専任の業務内容



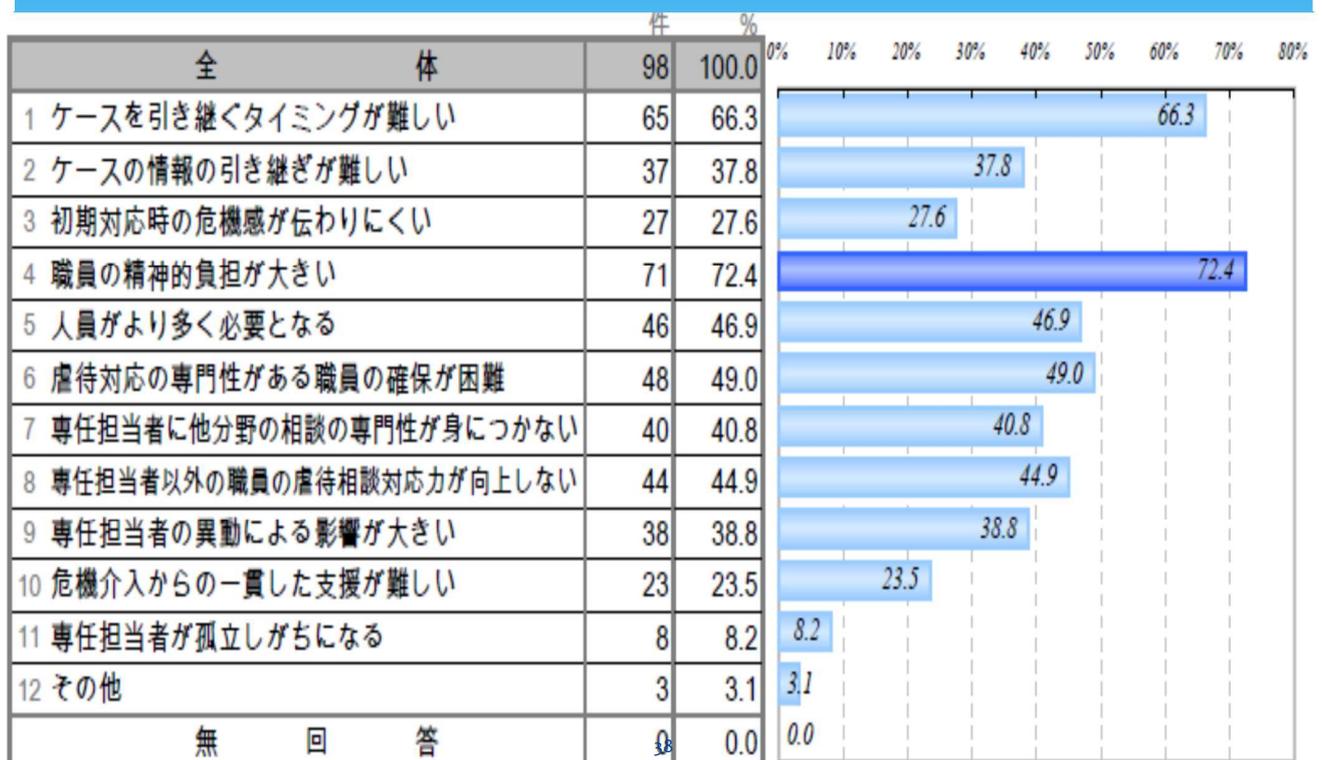
## 地区担当者へ事例を引き継ぐタイミング



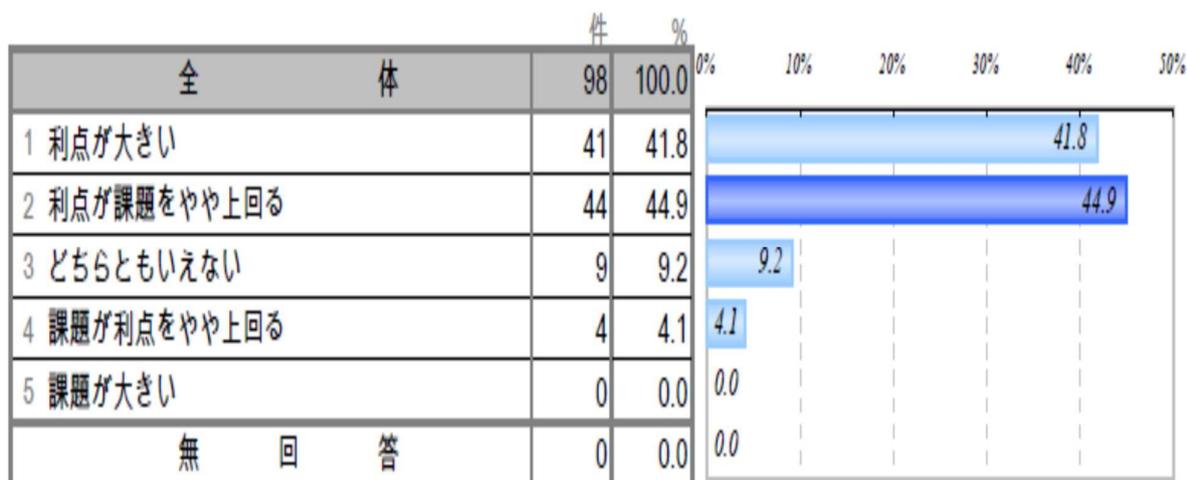
## 虐待対応専任を置いている利点



## 虐待対応専任を置いていることに関する課題



## 虐待対応専任を置いている評価



39

挿入

## 虐待相談の対応における専門部署等を 設置していない理由（複数回答）

厚生労働省子ども家庭局平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
「児童相談所における調査・保護・アセスメント機能と支援マネジメント機能の分化に関する  
実態把握のための調査研究」事業報告書、平成30年3月 pwcコンサルティング合同会社

	件数	%
虐待相談だけではなく、他の相談同様に一貫した支援が可能である	77	63.6%
初期対応から支援まで、職員の総合的な相談対応力が身につく	68	56.2%
職員が幅広い分野で専門性を身につけることができる	53	43.8%
チームでの対応・組織的対応の強化が可能である	51	42.1%
多くの職員で事例に対応するので、職員が孤立しない	37	30.6%
保護者との信頼関係を構築しやすい	23	19.0%
職員の異動による影響が小さい	16	13.2%
子どもとかかわる機会が増え、現状に即した適切な対応ができる	16	13.2%
その他	58	47.9%

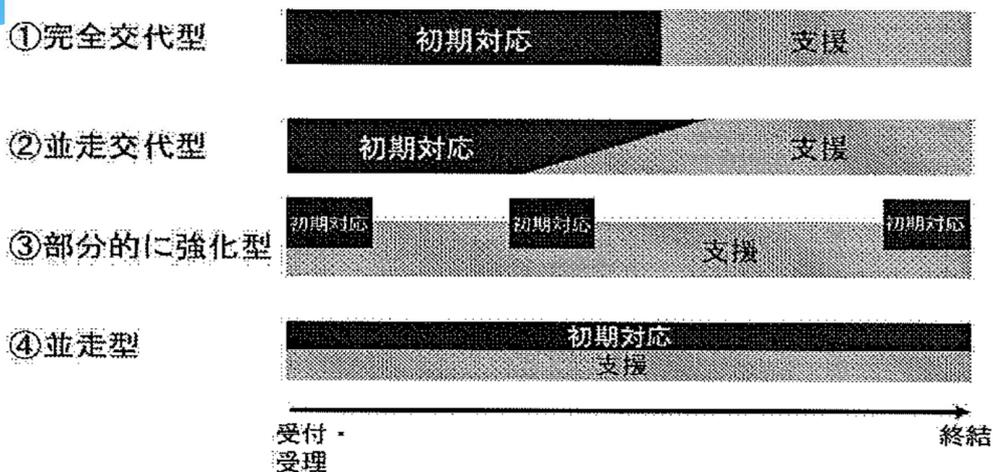
40

n=121

職員不足、組織の小ささに関するもの	<p>管轄人口が少なく小規模の児童相談所（職員も少ない）のため専門部署等を設置できない。（同様の回答ほか24件）</p> <p>人員配置の状況により専門部署を設置することで業務分担が困難になる。（同様の回答ほか1件）</p>
管轄面積に関するもの	<p>専門部署等の設置に必要な人材が育成されていない。（同様の回答ほか1件）</p> <p>職員数が少なく管内の面積は広い為、専門部署を設置することができない。（同様の回答ほか1件）</p>
ケースの少なさに関するもの	<p>設置が必要なほどのケース数がない。（同様の回答ほか3件）</p>
運用の柔軟性に関するもの	<p>時間外・休日における通告対応にどの職員でも対応ができる。</p> <p>事例の引継等組織内での手続が不要、全職員がほぼ同じ業務を担当するので臨時的対応が誰でも可能となる。（同様の回答ほか2件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ワンポイント対応などが臨機応変にできる。それによりスケジュール変更等を少なくできる。</li> <li>ケースワークの流れの断絶がなく、ケースの見立てや対応に一貫性が保てる。かつて、虐待対応の初期対応チームを設置したが、初動対応とその後の支援担当との引継ぎがうまくいかないものが多かったために解消した。理由は他にもあり、全体的なケースワークの流れが理解されている中で役割分担であれば効率性も上がり、効果があるが、全体の流れが職員に理解されていない状況の中で分担すると、お互い（初動⇄支援）の動きや流れを見通した対応が採りにくく、ケースワークの流れに一貫性が保てない。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員配置（人員）により、分けることが困難である。</li> <li>地域ごとに担当者を配置しているため、地域の資源を活用した支援と見守り体制を構築しやすい。</li> <li>ワンストップ的に対応が可能である。</li> </ul>
業務分掌上の方針に関するもの	<p>地区担当制としているため。（同様の回答ほか2件）</p> <p>地区担当制、小規模所であり設置は困難。</p>
過去の体制を見直したことにに関するもの	<p>過去に数年間虐待対応専門チーム（部署は設けていない）を設けて対応したが、業務量の偏重や意識の格差が著しくチームを廃止した。（同様の回答ほか1件）</p>
都道府県・政令市の方針に関するもの	<p>県本庁の方針。（同様の回答ほか3件）</p>
その他	<p>専門部署を設置するという具体的な体制強化の話に至っていない。（同様の回答ほか2件）</p>

## 虐待専任部署の関与パターン

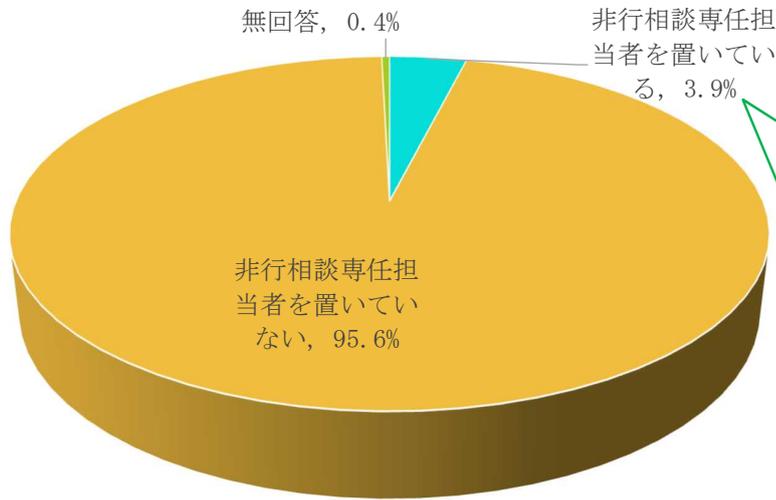
図表 46 「虐待相談の初期対応」と「支援」の担当部署の業務分掌イメージ



図表 47 業務分掌の各パターンの該当件数

	件数	%
①完全交代型	12	17.4%
②並走交代型	36	52.2%
③部分的に強化型	12	17.4%
④並走型	9	13.0%
	69	100.0%

## 非行相談対応の専任部署または専任者

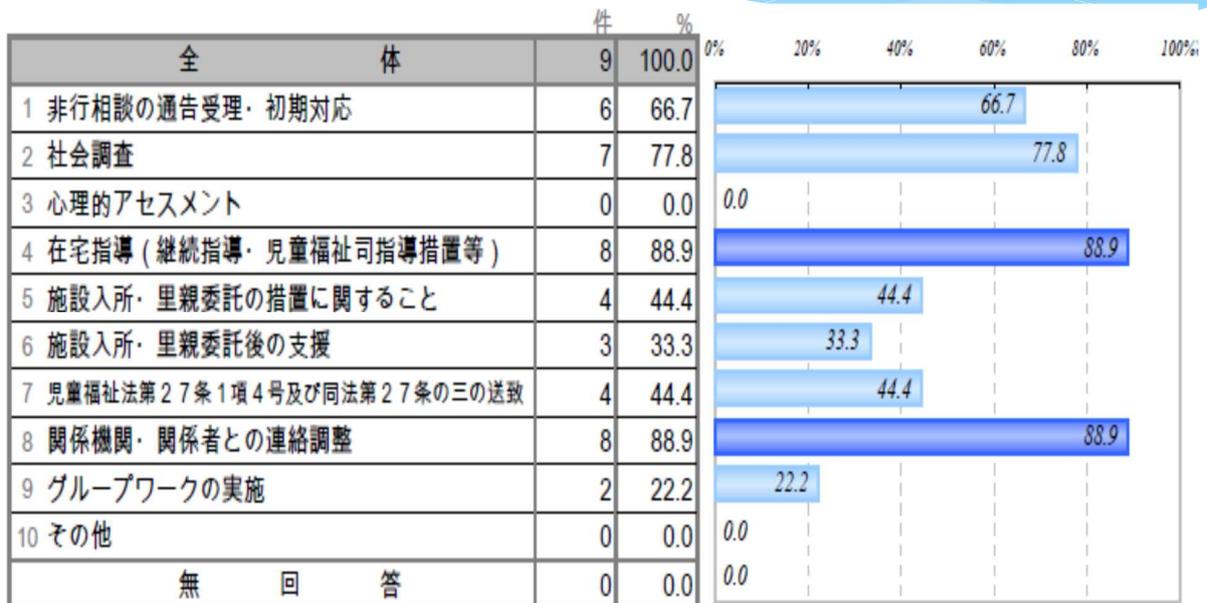


○全国で9児童相談所。  
○その内、4所で警察官・警察官OB(非正規)が非行専任部署に所属  
○3児相は非行相談受理件数のトップ10に入っているが、他の児相は必ずしも件数が多いわけではない。  
○平均所属職員数は2.6人。5人所属という児童相談所が1か所あり。  
○非行専任が置かれている児相は全て虐待専任を置いている。  
○9児相中、4児相が政令市児相。

N=228

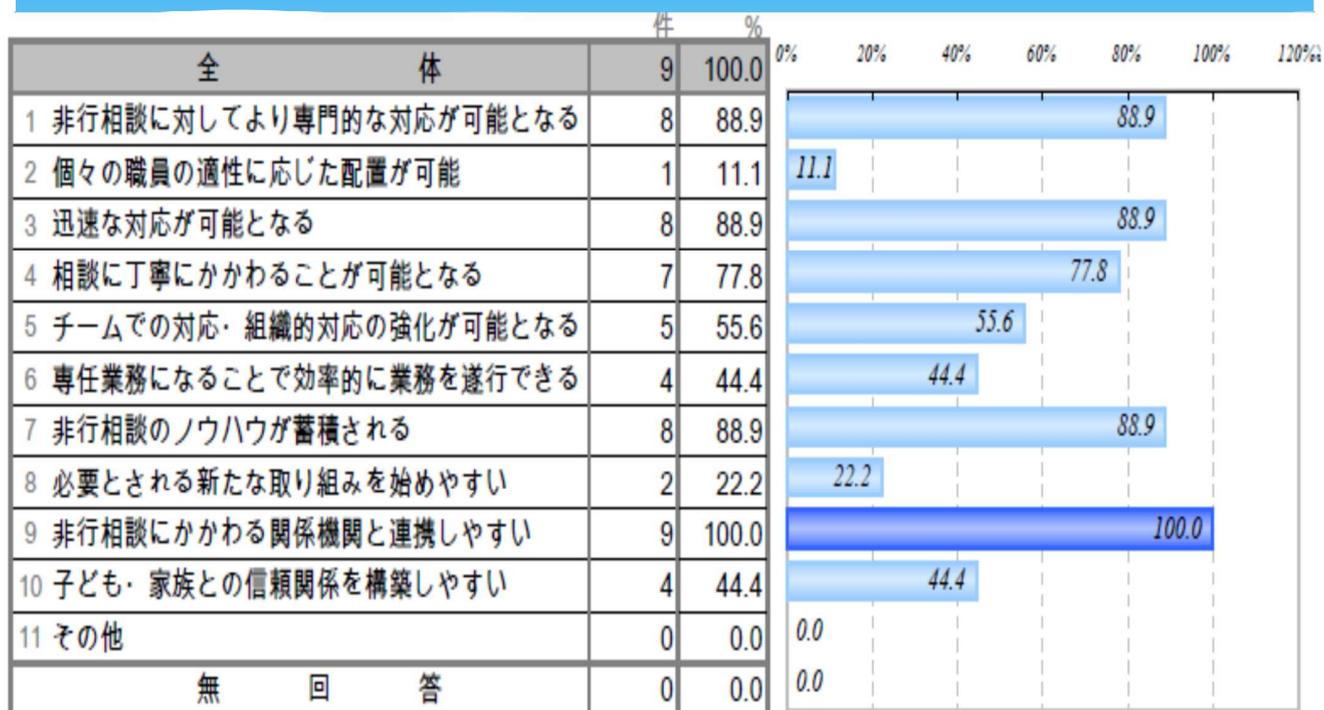
43

## 非行相談専任担当の業務内容

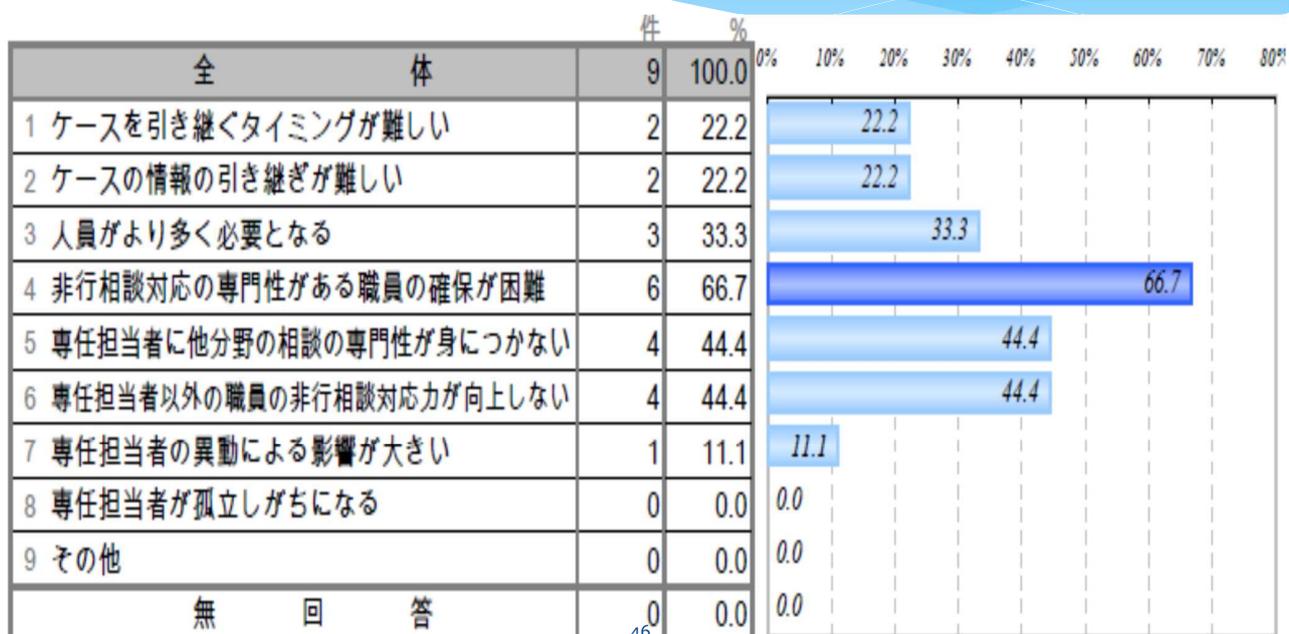


44

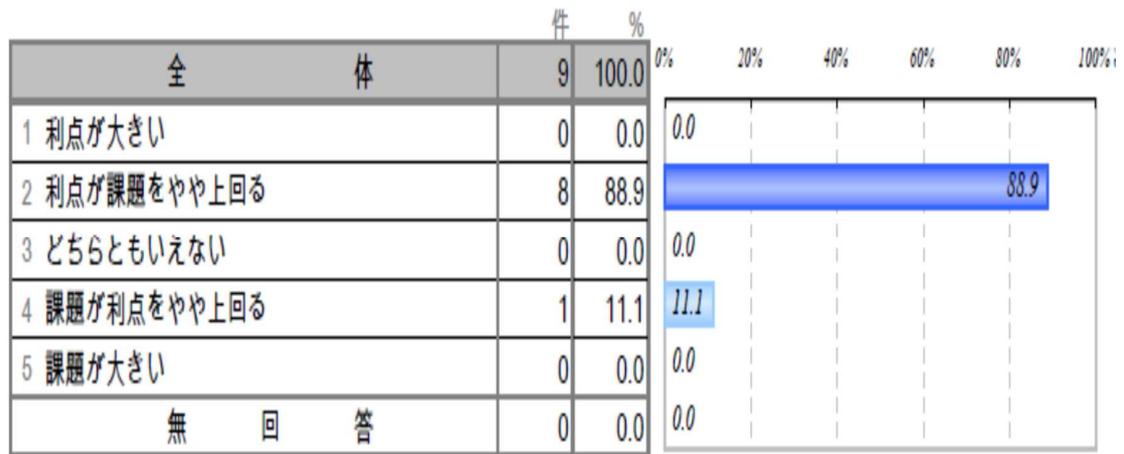
## 非行相談専任担当を置いている利点



## 非行相談専任担当を置いていることに関する課題

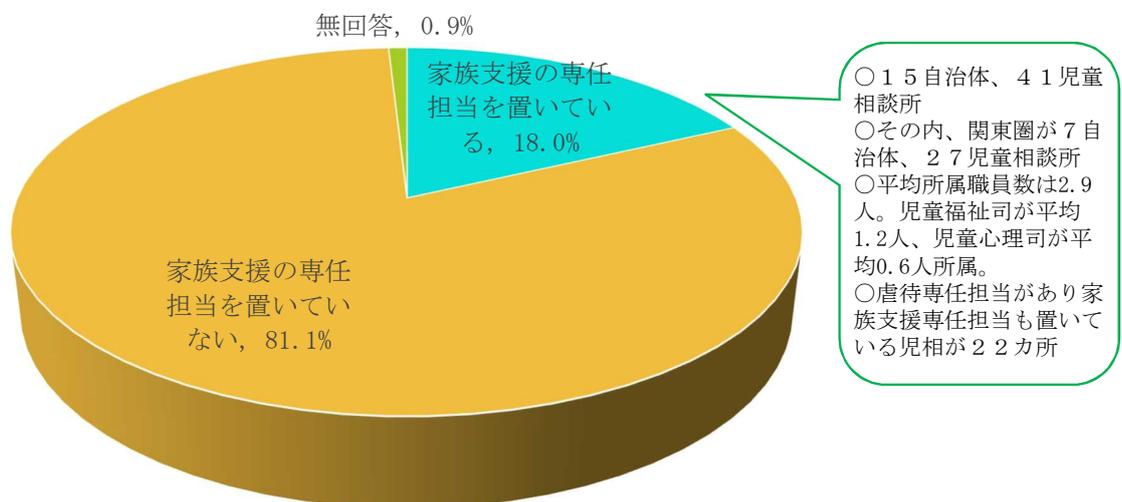


## 非行相談専任担当を置いている評価



47

## 家族支援のための専任部署または専任者



N=228

48

## 平成28年度の施設入所措置数と 家族支援専任設置との関係

平成28年度の 施設入所措置数	児童相談所数	家族支援専任設 置児相数	設置割合
20件未満	72	3	4.2%
20～40件未満	61	7	11.5%
40～60件未満	45	12	26.7%
60～80件未満	20	6	30.0%
80～100件未満	14	5	35.7%
100件以上	9	4	44.4%
データ欠損	7	4	
合計	228	41	

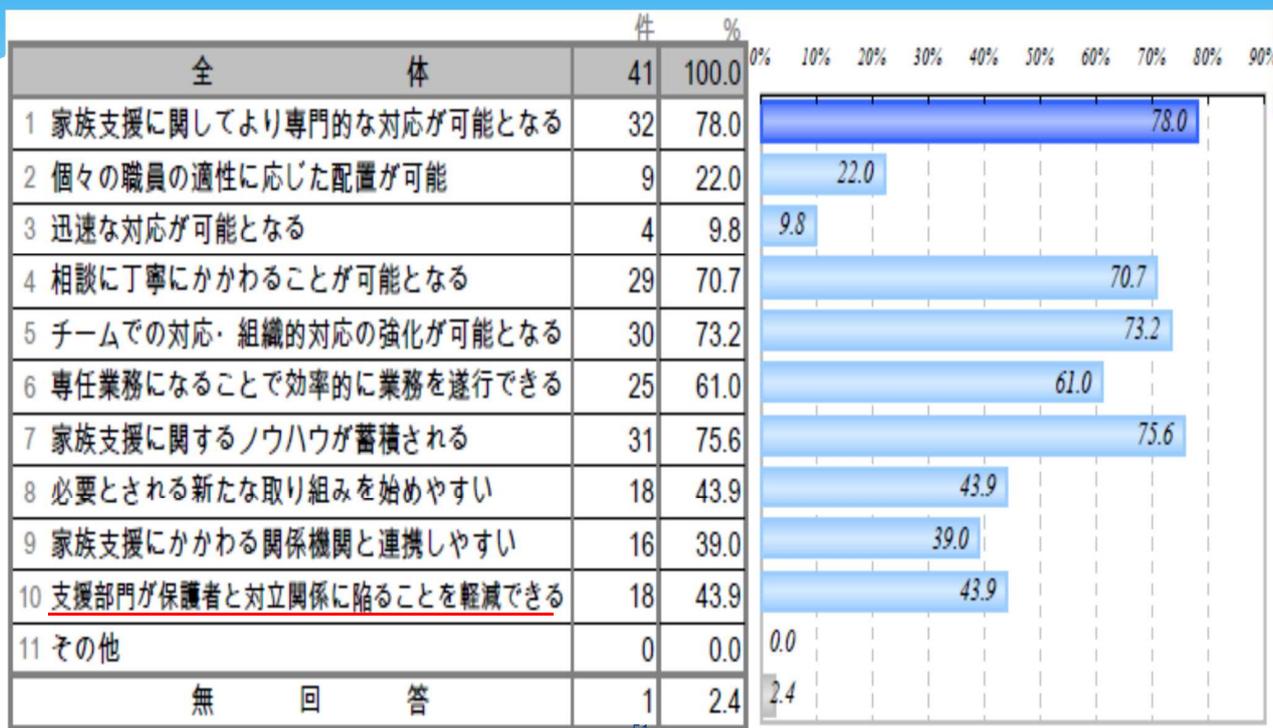
49

## 家族支援専任担当者が関与するタイミング



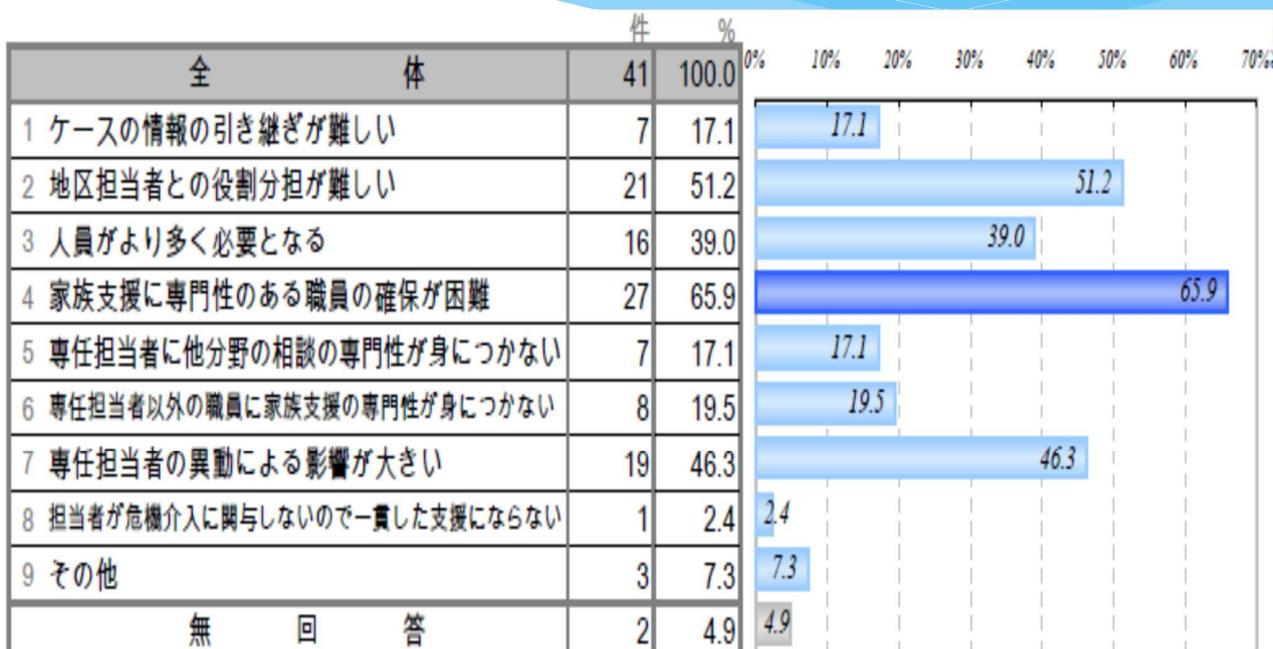
その他の回答例：所として年度末に、次年度末までの支援により家庭復帰可能と組織決定したケースについて、担当変更して支援を行う。

## 家族支援専任担当を置いている利点



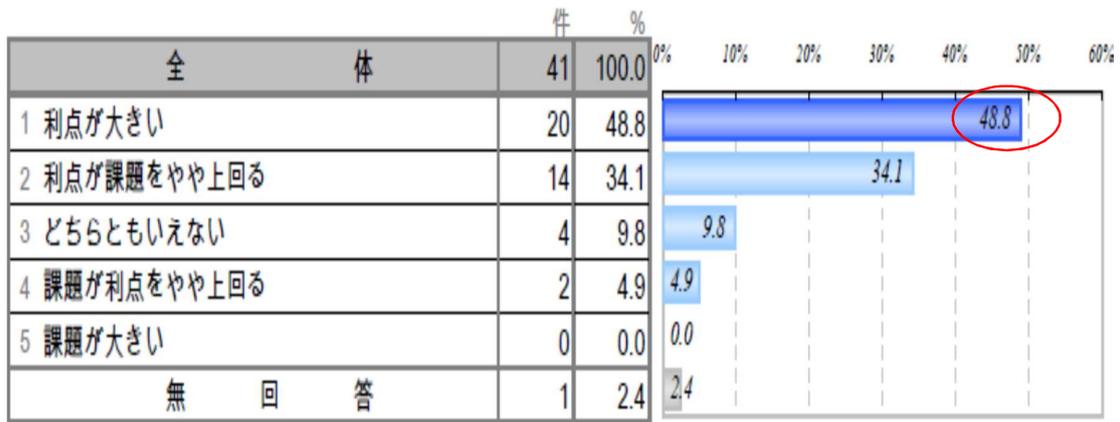
51

## 家族支援専任担当を置いていることに関する課題



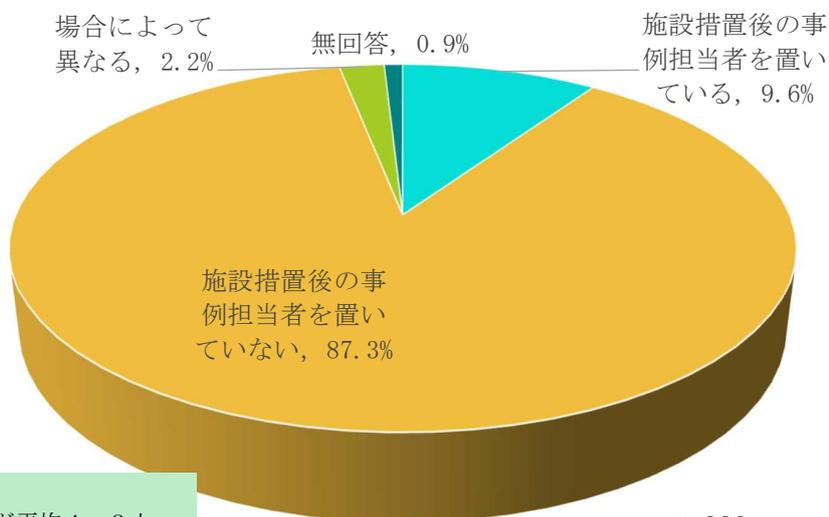
52

## 家族支援専任担当を置いている評価



53

## 施設措置後の事例を担当する職員の有無



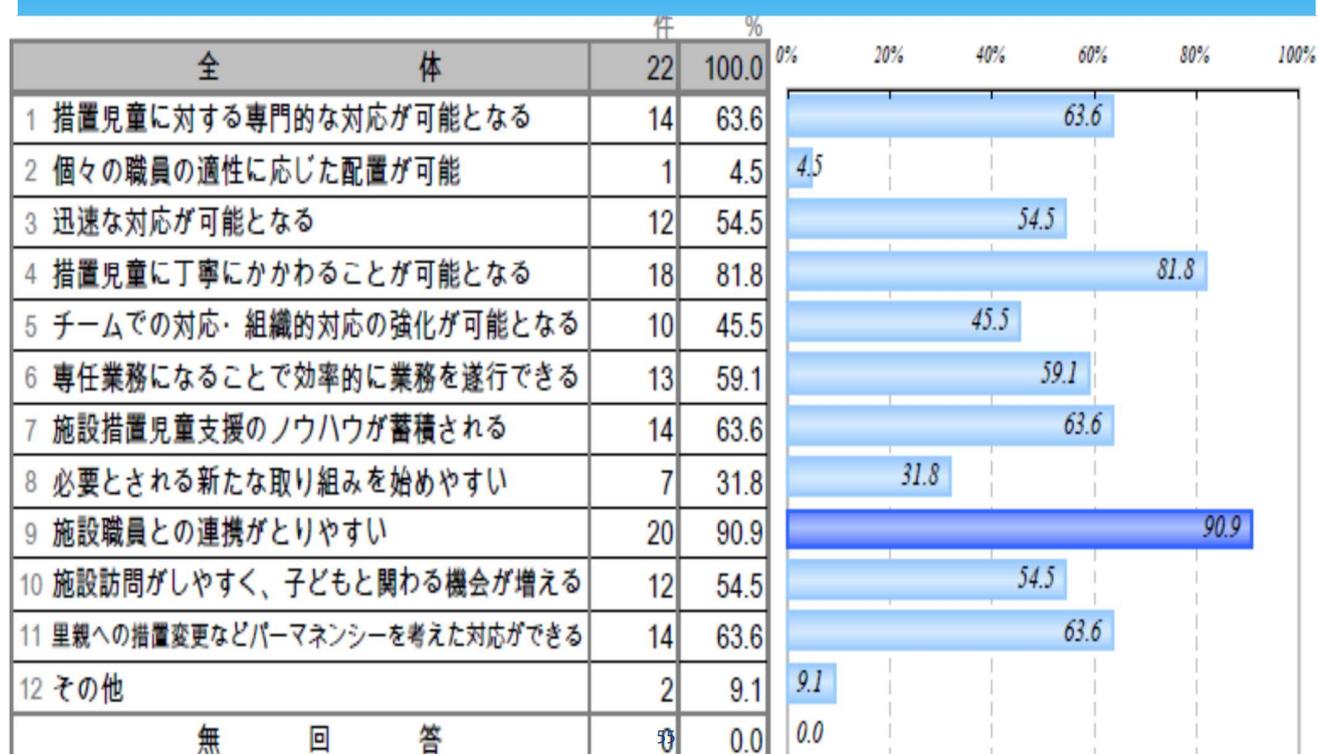
○11自治体の22児童相談所  
 ○平成28年度の施設入所事例数や児童福祉司1人当たりの入所事例数と設置率の相関は見られなかった。  
 ○施設措置担当を置いている児相の9割は虐待専任を置いている。  
 ○家族支援専任担当があり施設措置後の担当者も置いている児相が2か所あった。

所属職員は、  
 児童福祉司（正規）が平均4.3人、  
 児童心理司（正規）が平均1.3人、  
 その他職員（正規）が平均0.7人、  
 その他職員（非正規）が平均1.0人

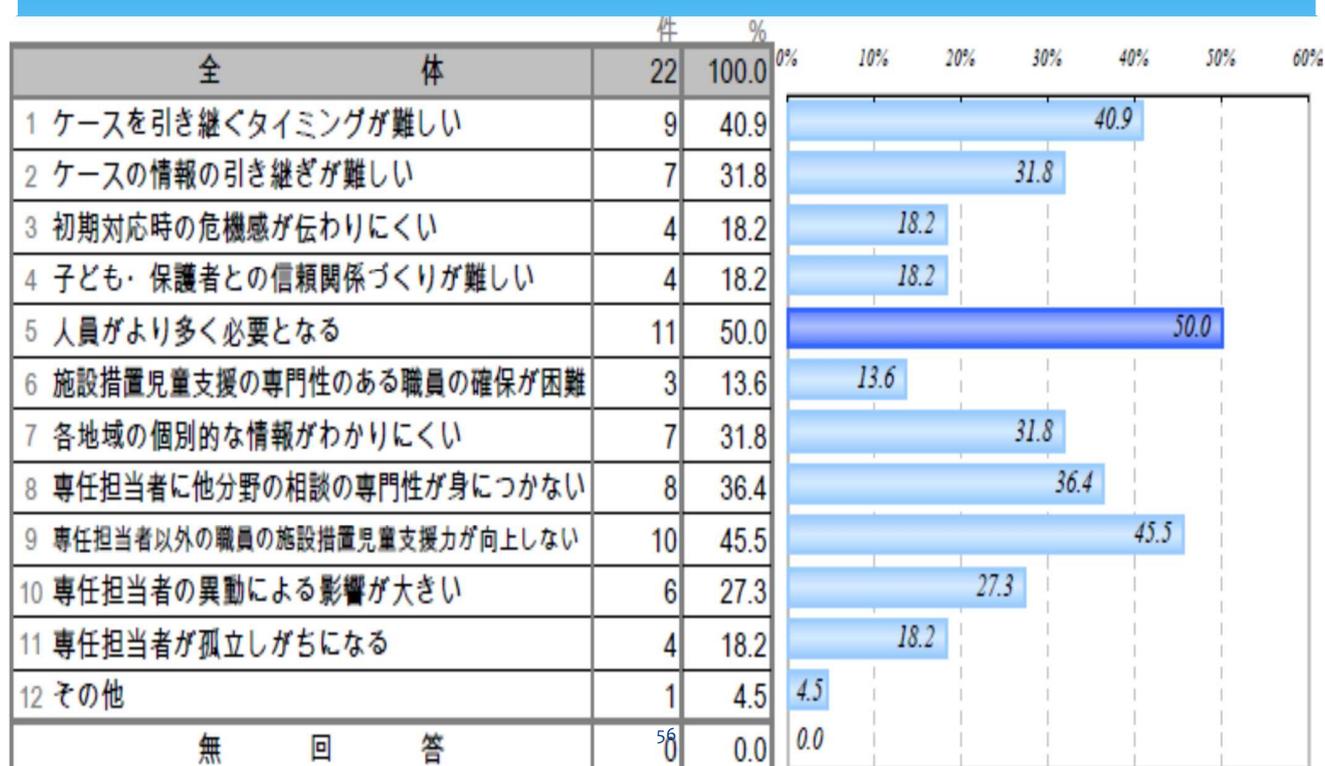
N=228

54

## 施設措置担当者を置くことの利点



## 施設措置担当者を置くことの課題

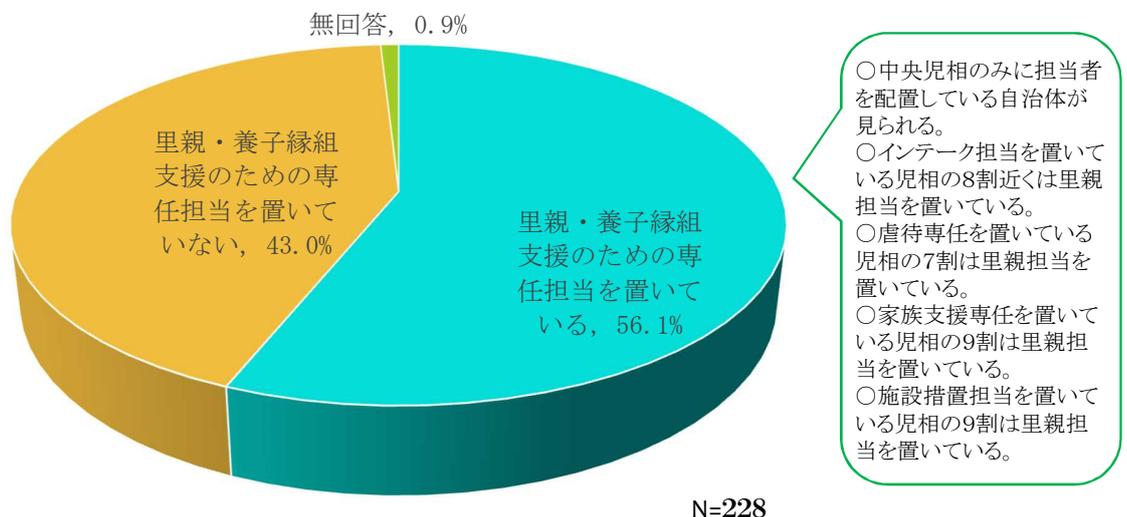


## 施設措置担当者を置くことの評価



57

## 里親・養子縁組支援の専任部署または専任者の有無



58

## 平成28年度の里親委託件数と 里親専任設置との関連

平成28年度の 里親委託件数	児童相談所数	里親専任設置児 相数	設置割合
5件未満	102	36	35.3%
5～10件未満	46	30	65.2%
10～15件未満	44	33	75.0%
15～20件未満	14	13	92.9%
20件以上	16	14	87.5%
データ欠損	6	2	
合計	228	128	

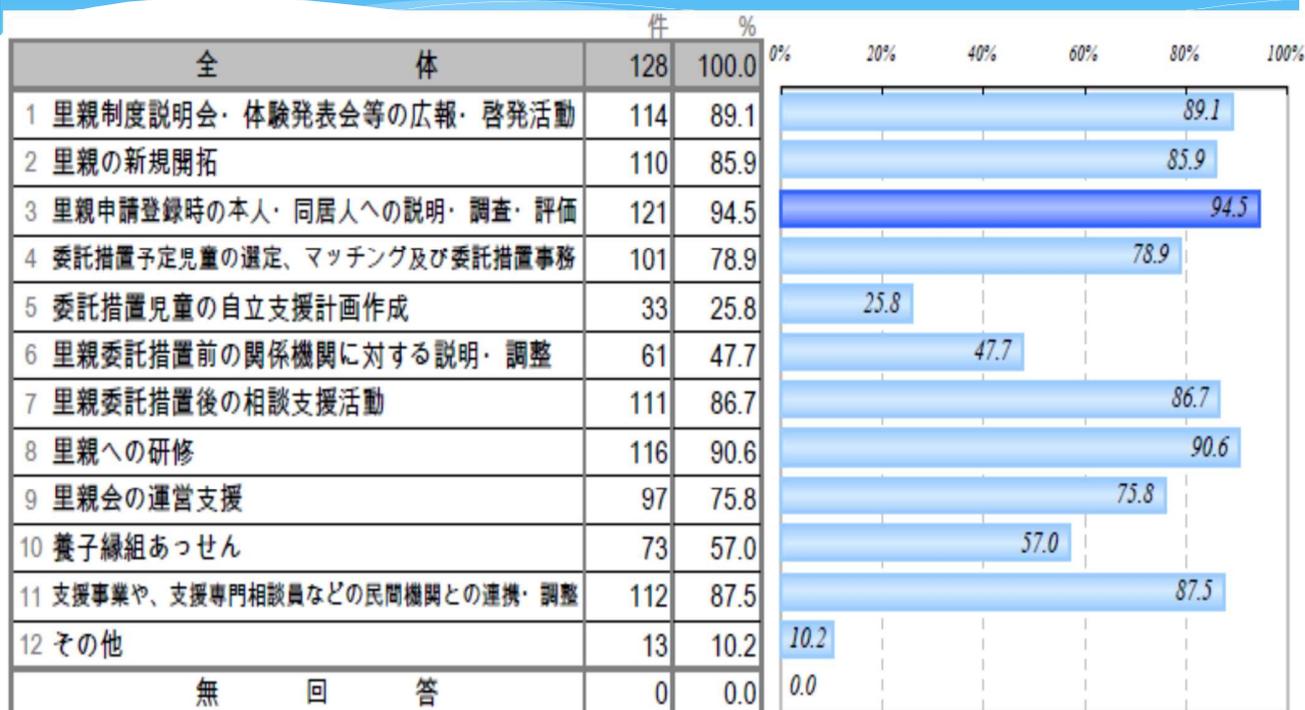
59

## 里親・養子縁組支援の専任担当の職員構成

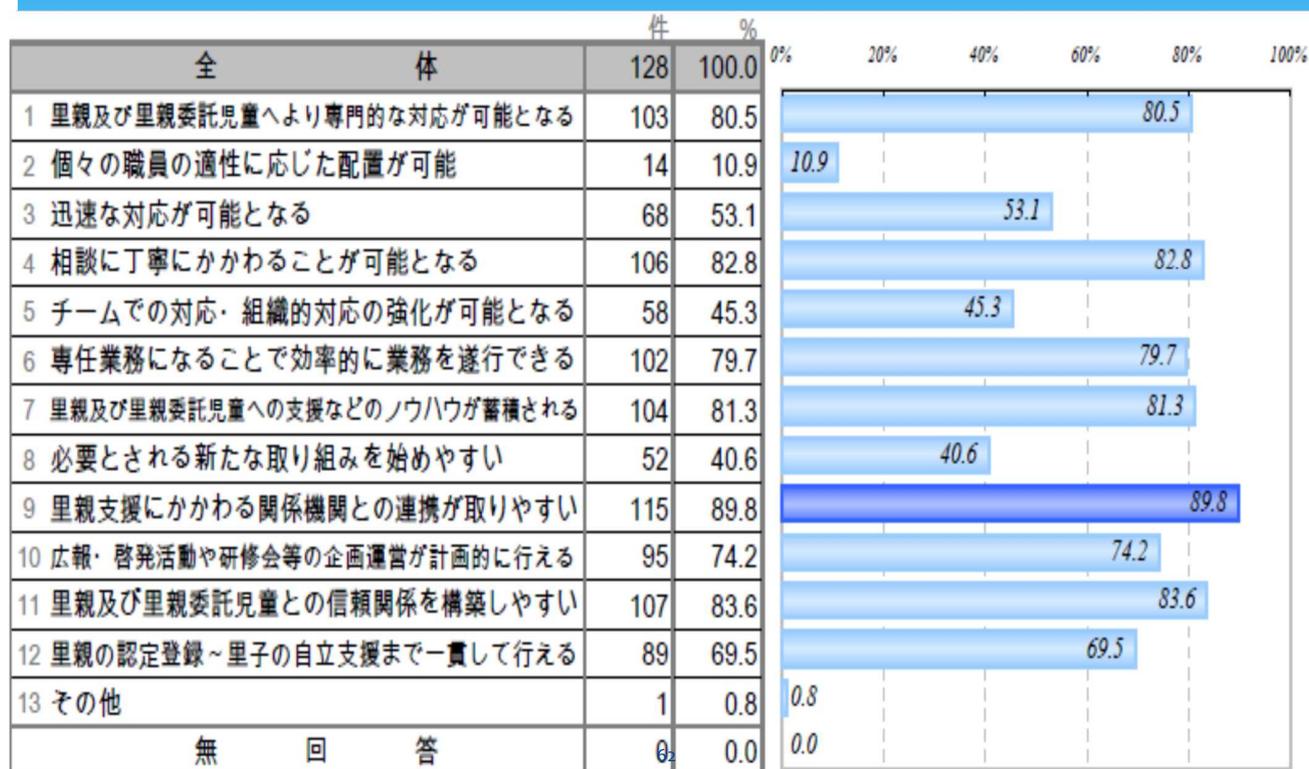
職種	平均配置人数
児童福祉司(正規)	0.7人
児童心理司(正規)	0.1人
相談員(正規)	0.1人
相談員(非正規)	0.5人
その他職員(正規)	0.3人
その他職員(非正規)	0.5人
計	2.2人

60

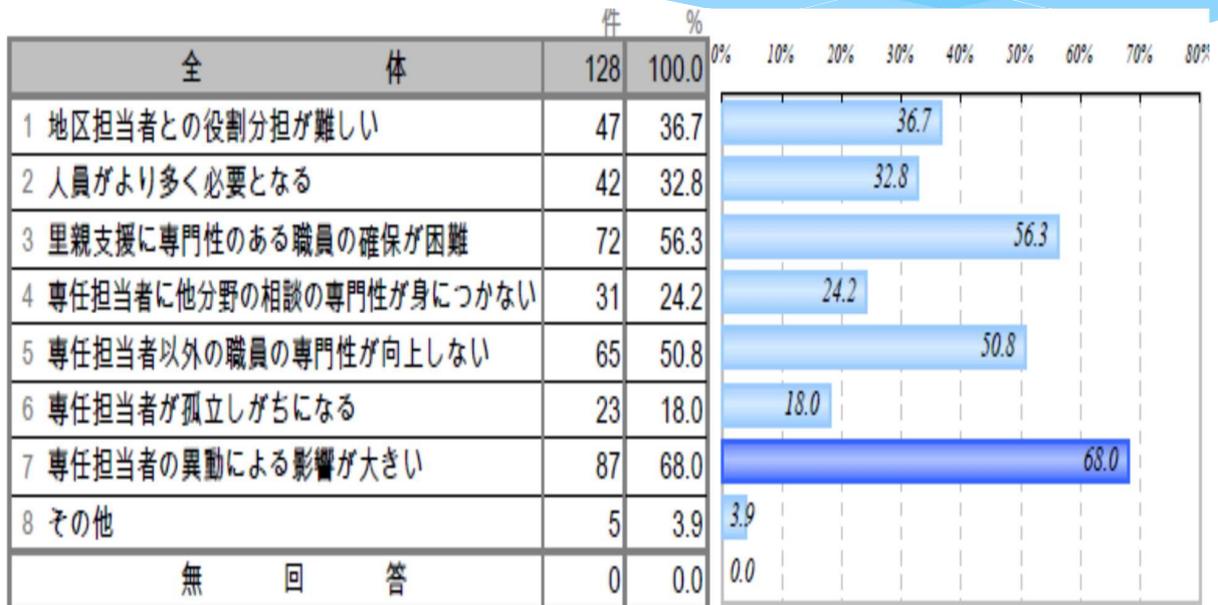
## 里親・養子縁組支援の専任担当の業務内容



## 里親・養子縁組支援の専任担当の利点

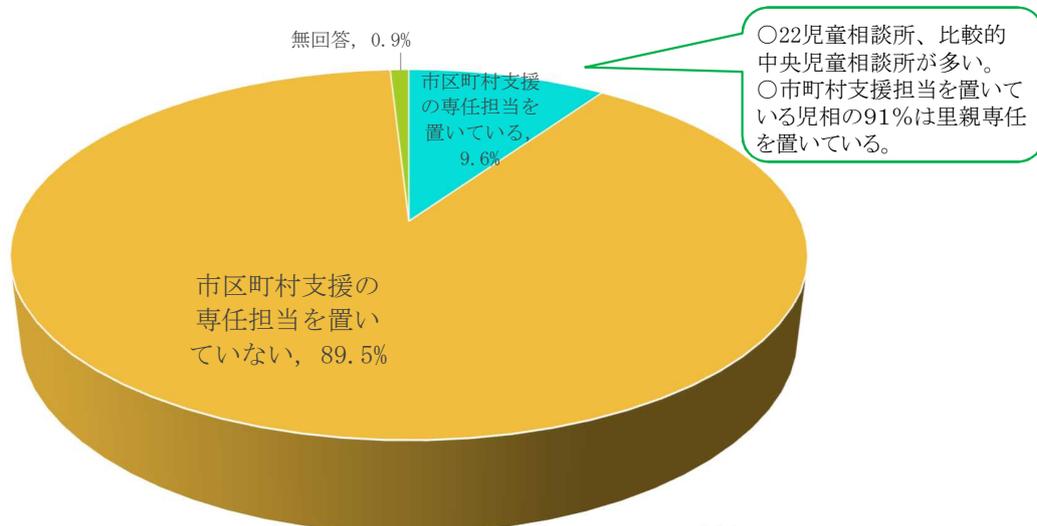


## 里親・養子縁組支援の専任担当の課題



63

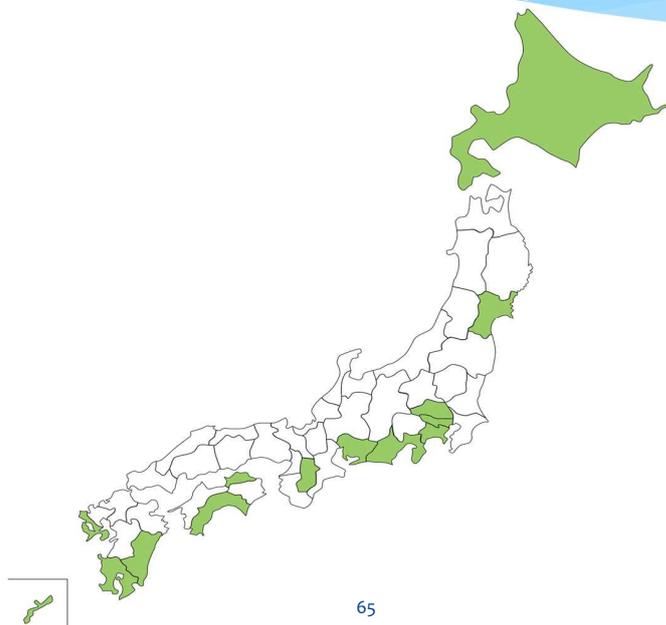
## 市区町村支援のための専任部署または専任者の有無



N=228

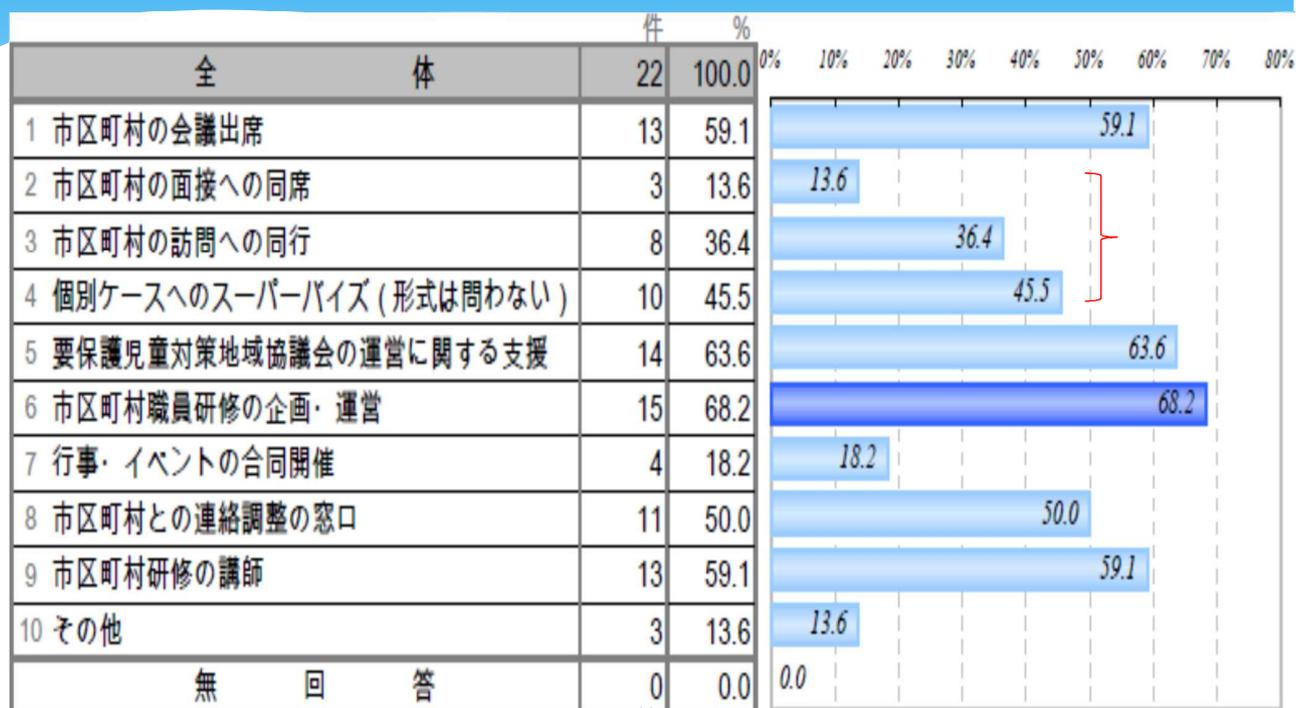
64

# 市町村支援担当者を置いている児相がある自治体



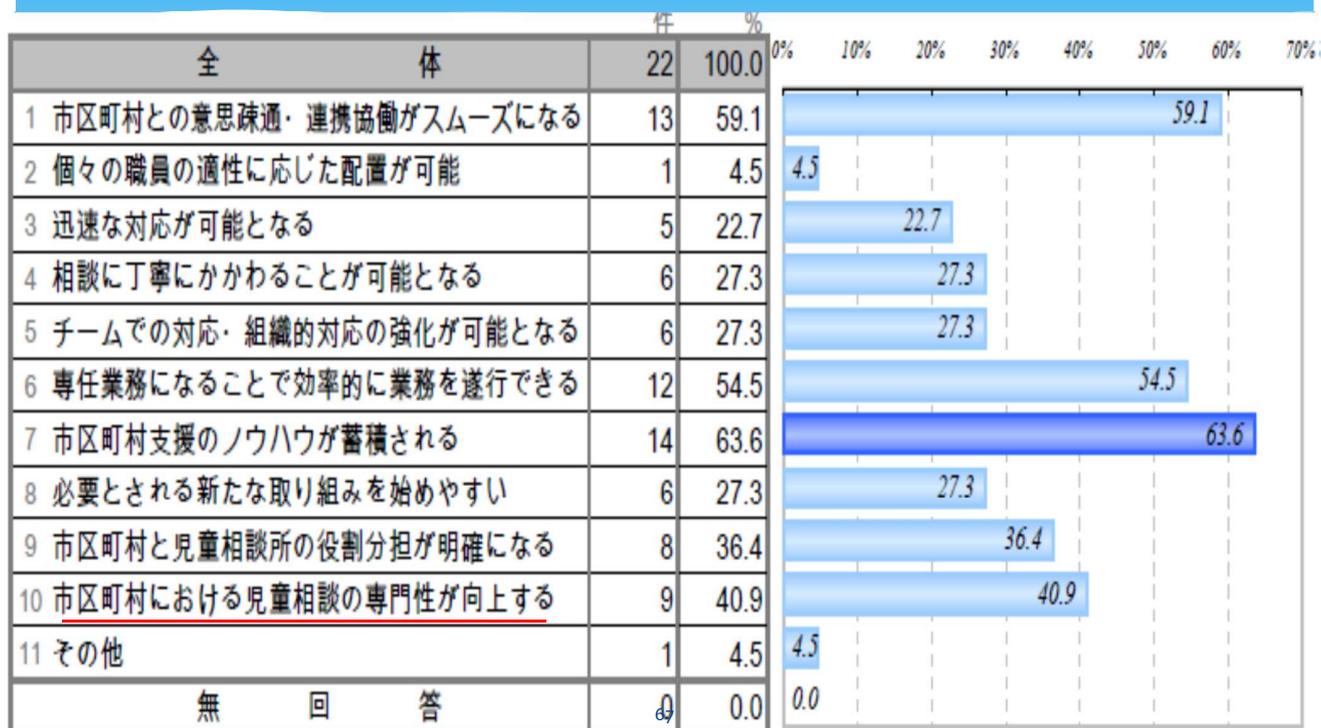
65

## 市区町村支援専任担当の業務内容

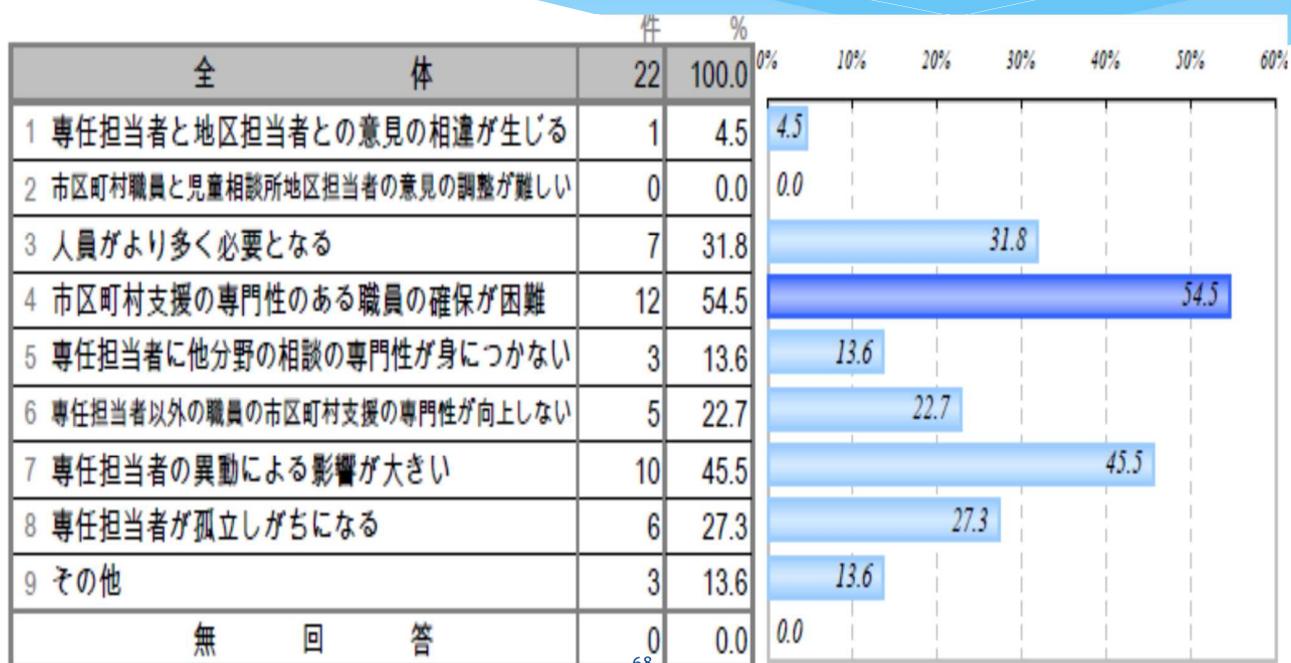


66

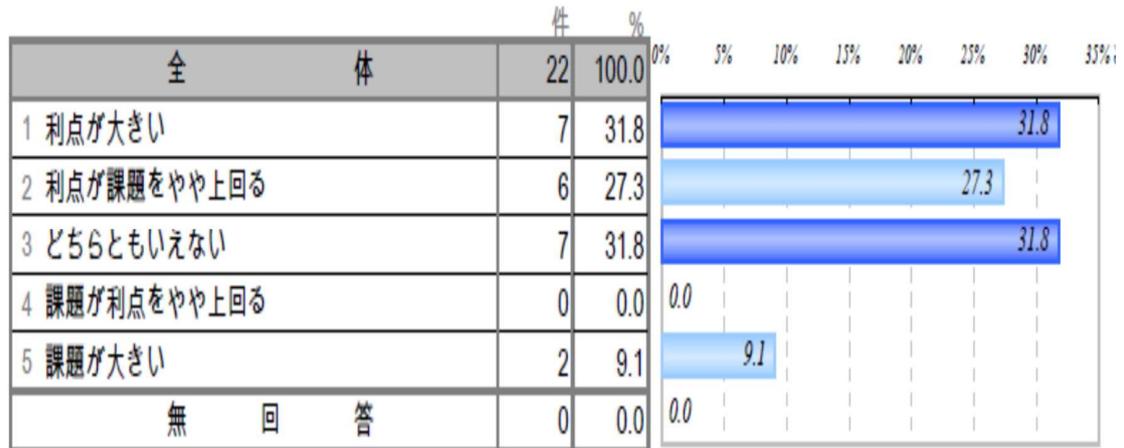
## 市区町村支援専任担当を置いている利点



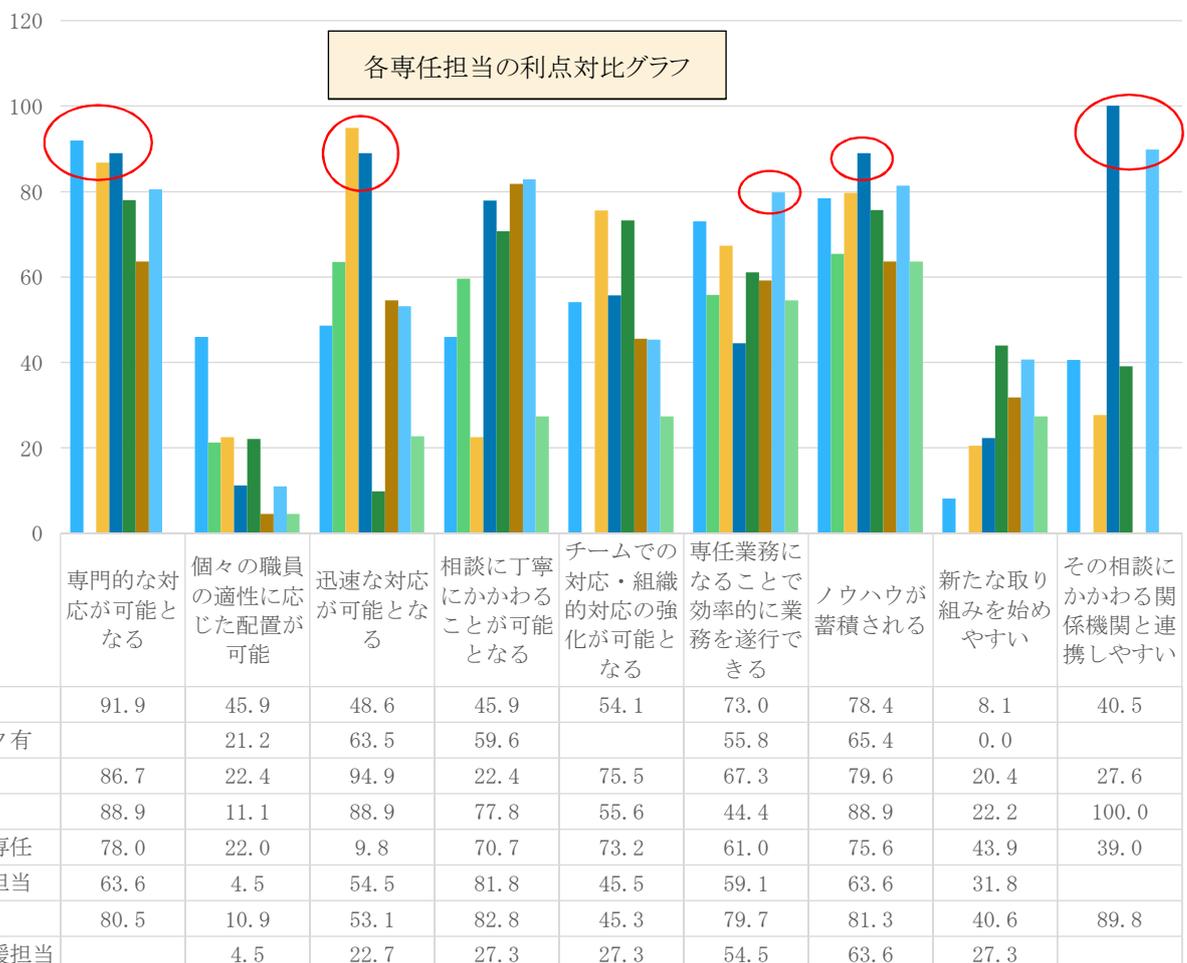
## 市区町村支援専任担当を置いていることの課題



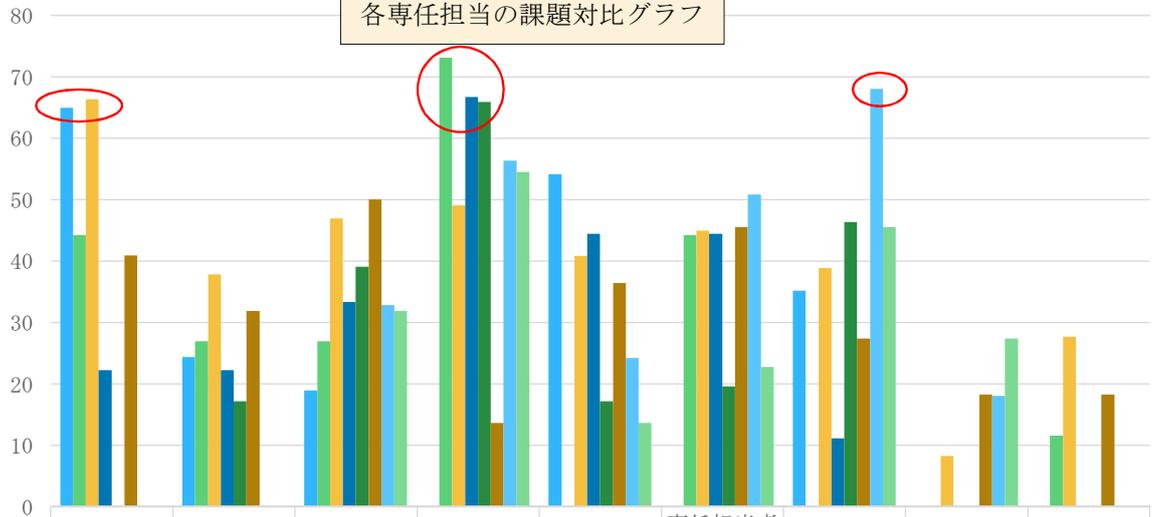
# 市区町村支援専任担当を置いていることの評価



69

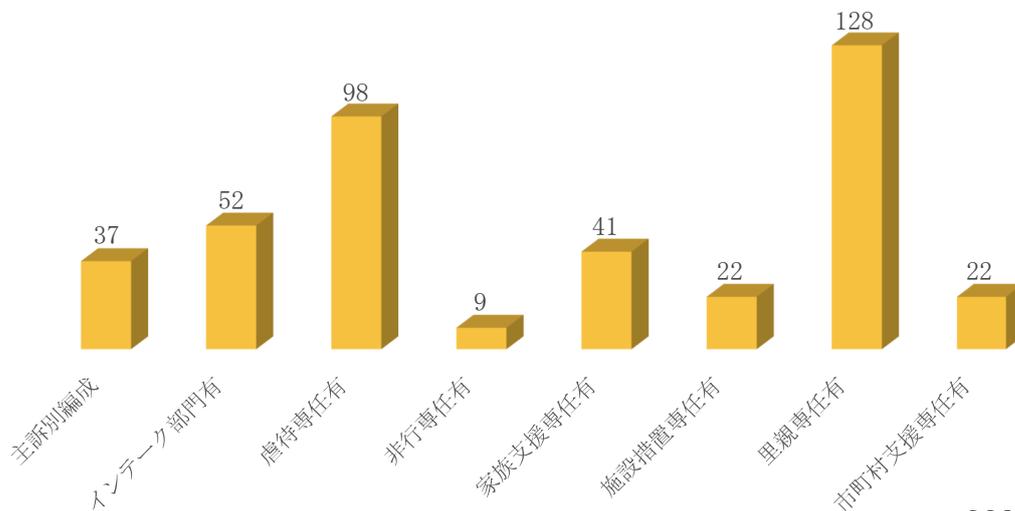


各専任担当の課題対比グラフ



	ケースを引き継ぐタイミングが難しい	ケースの情報の引き継ぎが難しい	人員がより多く必要となる	専門性がある職員の確保が困難	専任担当者に他分野の相談の専門性が身につかない	専任担当者以外の職員はその分野に関する相談対応力が向上しない	専任担当者の異動による影響が大きい	専任担当者が孤立しがちになる	初期対応時の危機感が伝わりにくい
■主訴別	64.9	24.3	18.9		54.1		35.1		
■インテーク有	44.2	26.9	26.9	73.1		44.2			11.5
■虐待専任	66.3	37.8	46.9	49.0	40.8	44.9	38.8	8.2	27.6
■非行専任	22.2	22.2	33.3	66.7	44.4	44.4	11.1	0.0	
■家族支援専任		17.1	39.0	65.9	17.1	19.5	46.3		
■施設措置担当	40.9	31.8	50.0	13.6	36.4	45.5	27.3	18.2	18.2
■里親担当			32.8	56.3	24.2	50.8	68.0	18.0	
■市町村支援担当			31.8	54.5	13.6	22.7	45.5	27.3	

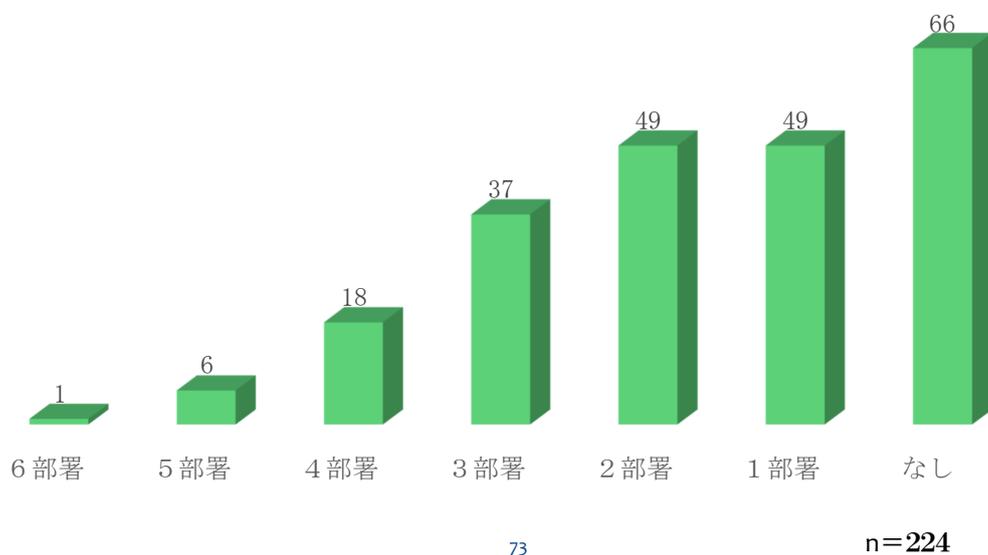
## 主訴別編成・専任部署または専任担当者設置別の児童相談所数



n=228

# 専任部署または専任担当者の設置数ごとの児相数

(インテーク・虐待・非行・家族支援・施設措置担当・里親担当・市区町村支援)



73

n=224

## 専任担当の設置の重なり合い (二つの専任担当を共に設置している割合)

	インテーク	虐待	非行	家族支援	施設措置	里親専任	市区町村支援
インテーク	-	-	-	-	-	-	-
虐待	14.0%	-	-	-	-	-	-
非行	2.6%	4.0%	-	-	-	-	-
家族支援	5.3%	10.1%	0%	-	-	-	-
施設措置	4.8%	8.8%	1.3%	0.9%	-	-	-
里親専任	17.5%	32.0%	2.6%	16.2%	8.8%	-	-
市区町村支援	4.4%	5.3%	0.9%	4.4%	1.3%	8.8%	-
設置児相数	52	98	9	41	22	128	22

## 専任担当を置いていない児童相談所

- \* 全国61の児童相談所(26.8%)で専任担当を置いていない。
- \* 人口規模の小さい児童相談所が多いが、50~80万人の管轄人口の児相もある。
- \* 中央児相には専任担当があるが地域児相には置いていない自治体がある。
- \* 自治体内の全ての児童相談所で置いていない自治体が3自治体(児相設置69自治体の4.3%)

75

## 検定結果で関連性が見られた項目

分析は、JMP14で行い、二つの項目間に統計的な関連があるか確認した。一元配置分散分析の結果、p値(有意確率)が、0.0001以下の場合に◎、0.001以下の場合に○で表示した。

○は弱い関連性、◎は強い関連性

	管轄人口	児童人口	児童福祉司数 (非常勤を0.8換算)	相談対応件数	政令指定都市
相談種別等編成	○	○	◎	◎	
インテーク専任	◎	◎	◎	◎	◎
虐待専任	◎	◎	◎	◎	◎
非行専任			◎	◎	◎
家族支援専任	◎	◎	◎	◎	
施設措置担当	◎	◎	◎	◎	◎
里親支援専任	◎	◎	◎	◎	○
市町村支援専任					○

76

## 検定結果で関連性が見られた項目

○は弱い関連性、◎は強い関連性

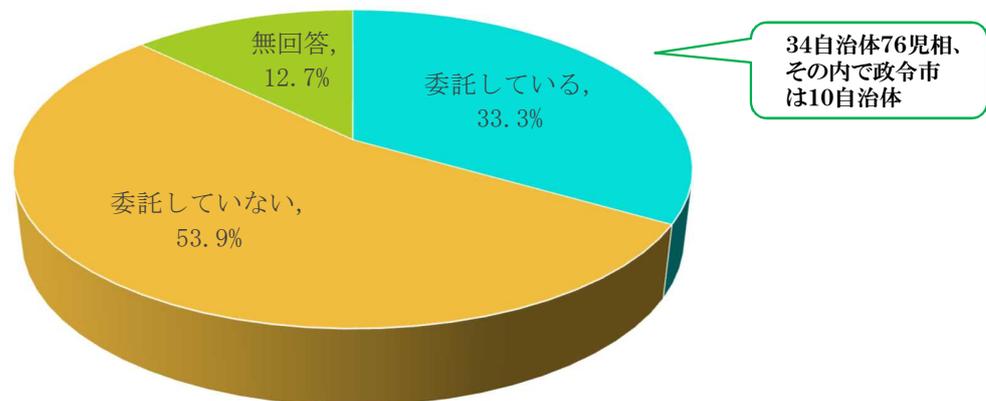
	H28新規受理件数(虐待)	児童福祉司1人当たり虐待相談受理ケース数	H28新規受理件数(非行)	H28施設入所措置	児童福祉司1人当たり施設入所措置数※
相談種別等編成	○		○	○	
インテーク専任	◎	◎	○		◎
虐待専任	◎		◎	◎	
非行専任	○		◎	◎	
家族支援専任	◎	◎	◎	◎	◎
施設措置担当	◎		◎		
里親支援専任	◎	◎	◎	◎	
市町村支援専任		○		○	

○児童福祉司には、ケースを持つSVを含む。

○※は0.5人未満、0.5～1.5人未満、1.5～2.5人未満、2.5～3.5人未満、3.5～4.5人未満、4.5～5.5人未満、5.5以上のカテゴリーに区分して検定

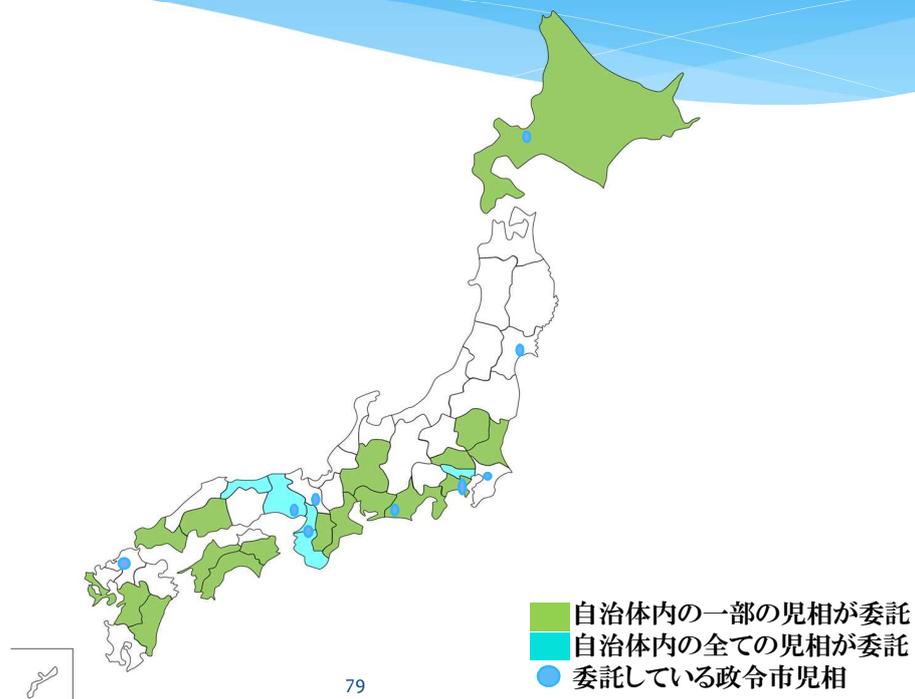
### Ⅲ. 民間委託

## 児童相談所業務の民間委託

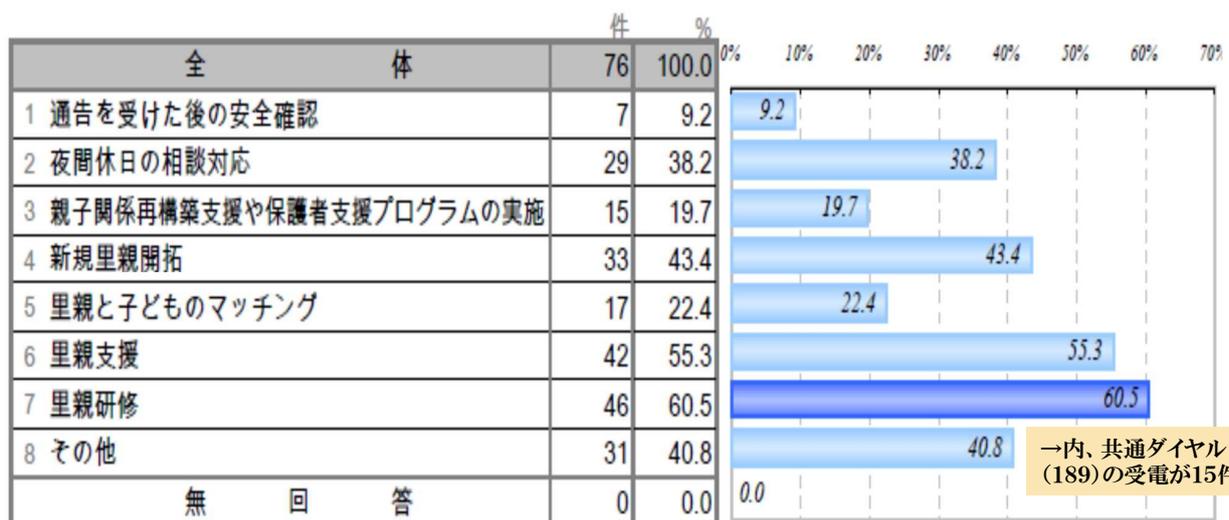


n=228

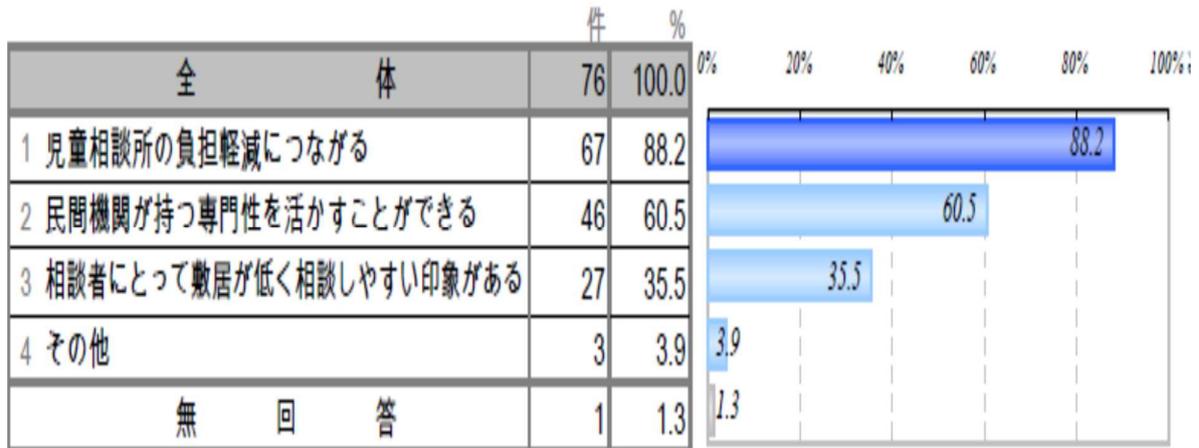
## 業務を民間委託している児相のある自治体



## 民間機関に委託している業務

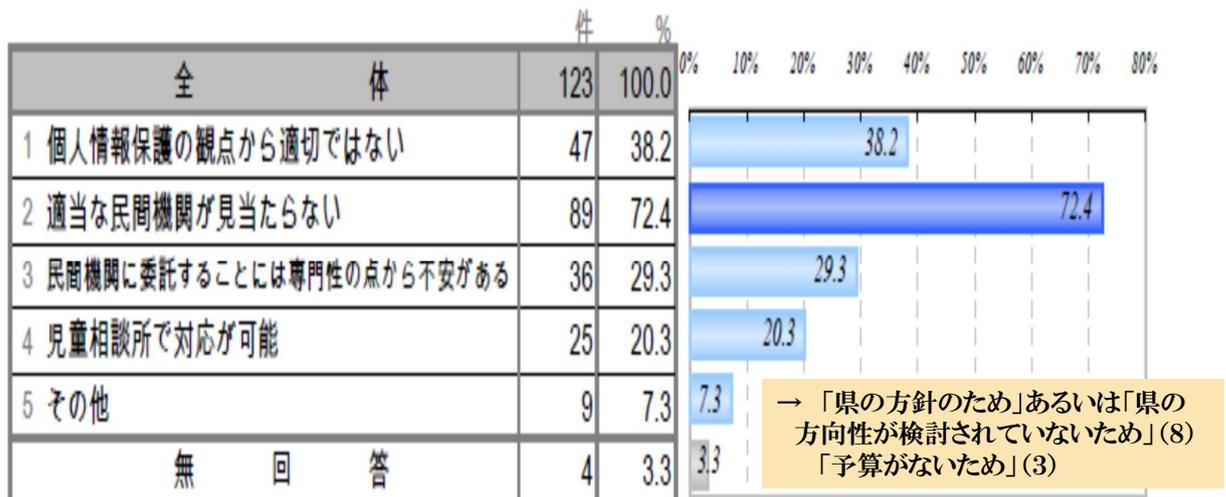


## 民間機関に業務を委託するメリット



81

## 民間機関に業務を委託していない理由



82

## IV. 育成相談と障がい相談

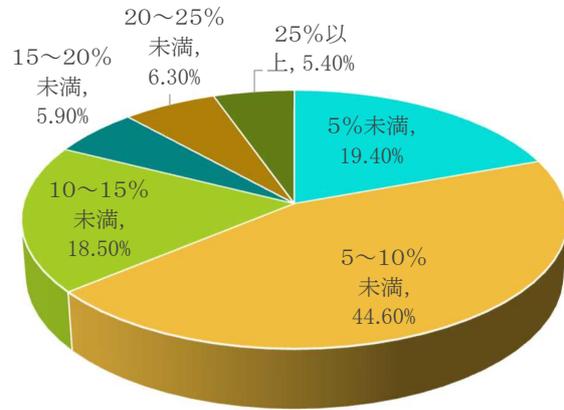
### 育成相談の占める比率別児童相談所数

#### 育成相談

全相談対応件数に占める比率	児童相談所数	比率
5%未満	43	19.4%
5～10%未満	99	44.6%
10～15%未満	41	18.5%
15～20%未満	13	5.9%
20～25%未満	14	6.3%
25%以上	12	5.4%

n=222

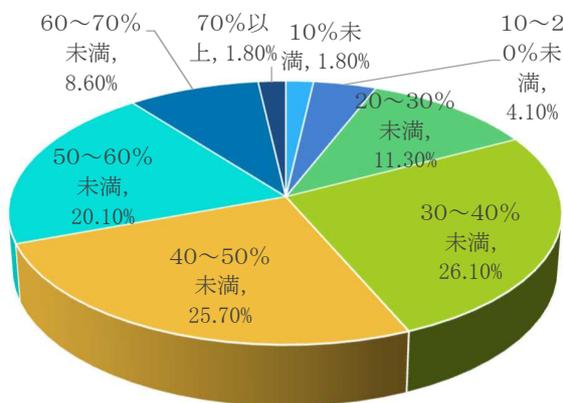
83



n=222

### 障がい相談の占める比率別児童相談所数

#### 障害相談



n=222

84

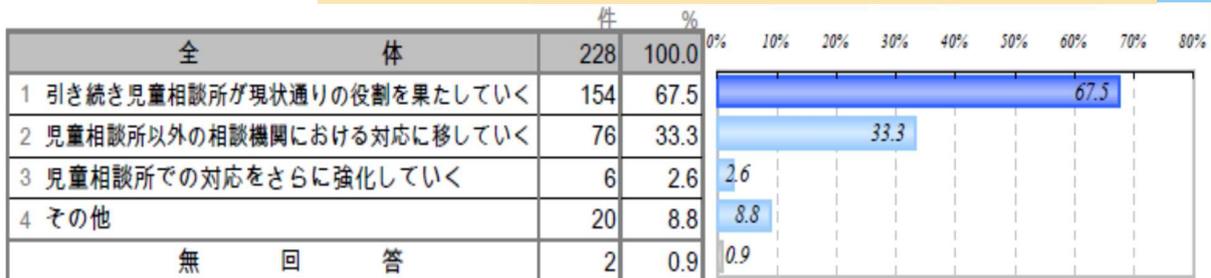
全相談対応件数に占める比率	児童相談所数	比率
10%未満	4	1.8%
10～20%未満	9	4.1%
20～30%未満	25	11.3%
30～40%未満	58	26.1%
40～50%未満	57	25.7%
50～60%未満	46	20.1%
60～70%未満	19	8.6%
70%以上	4	1.8%

n=222

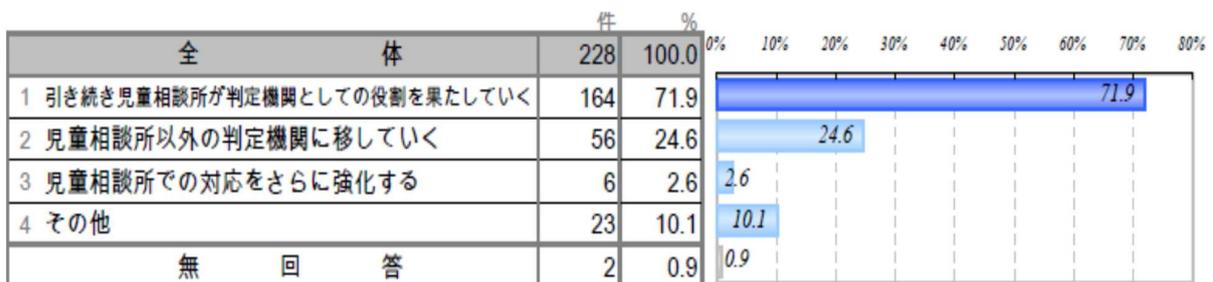
# 育成相談と障がい相談の位置づけに関する考え方

育成相談、障がい相談の件数比率と下記の考え方との間にはいずれも相関がみられなかった。虐待受理件数との間にも相関は見られなかった。

## 育成相談



## 障がい相談



# 育成相談のその他の意見

### 【積極的に肯定】

- \* 虐待相談から保護者支援に入るより、育成相談から保護者支援に入った方が関わりやすいケースもあり、児童相談所における育成相談の役割は今後も残してほしいと考える。
- \* 育成相談は虐待・障がい相談と密接に絡んでいるため、分けると支援が困難になる可能性がある。

### 【現実論から消極的】

- \* 育成相談は相談業務の基本なので、しっかりと対応できる力は必要であるが、深刻化増大化している虐待に特化した相談機関にシフトして行っている現状では判断がしにくい。
- \* 虐待や非行相談と体制とのバランスから余力が無くなってきており、可能なら徐々に児相以外の対応に移していきたい。

### 【他機関との分担】

- \* 軽微な相談については市町村に移していく。
- \* 不登校、適性、育児・しつけ相談については、学校・教育委員会、保健センター、市町村関係課など児童・保護者に身近な機関での対応が望まれる。
- \* 不登校相談については主に教育関係機関で対応することとし、他の相談については、困難事例のみ児相が対応することとする。(同趣旨2)
- \* 教育機関や市の支援策など各機関の機能を十分に活用した上で、児相としての役割を果たしていきたい。
- \* 児童相談所における専門性を要する相談以外は他の相談機関における対応に移していく。
- \* 専門的な対応を要しない場合には、相談者の生活の場である市町村が身近な相談機関としての役割を果たせる体制に移行していきたい。(同趣旨2)

### 【現実論から他機関移行に消極的】

- \* 市町等の相談機関へ移行していく方がよいとは思いますが、市町によっては相談体制が整っていないので、そちらの体制ができていないと簡単には移行できない。
- \* 管内市町村で対応できる機関があれば移していくが、地域間格差が予測される。
- \* 出来るだけ市町村に移していきたいとは思っているが、現状では難しい。学校から直接相談があったり、虐待が絡んでいるケースもあるため、市町村に相談するようにはいえない。

## 障がい相談のその他の意見

### 【積極的に肯定】

- \* 他機関での検査結果を利用することを検討する可能性はあるが、**県が交付する以上、判定機関という位置づけは続くと考えている。**

### 【現実論から要検討】

- \* 発達に関する視点を専門的立場でもって支援できるのは心理職の強みであり、療育手帳等の**障害相談は心理の専門性を習得できる良い機会となっている。**なので、障害相談や育成相談等の機能も残しつつ、**児童相談所の主機能である虐待支援・保護者支援に心理職の専門性が十分に生かせるよう、何らかの対策は必要。**
- \* 職員のスキルアップのための一つのツールとなっている面がある。しかしながら、現状の児相業務においては、判定部門も虐待対応に多くの時間を要しており、今後の業務のあり方について検討が必要と考えている。

### 【現実論から移管困難】

- \* 療育手帳業務が、相談業務への対応を圧迫している。**他の機関に移せれば移したいが、移せるところがない。**(同趣旨3)

### 【検討中、その他】

- \* 児童相談所の機能強化を検討する中で、療育手帳の判定業務を分離することの是非、児童心理司の業務のあり方などについて議論を始めたところである。(同趣旨2)
- \* 子どもから大人まで、一貫したシステムの中で行うことが望ましい。

### 【すでに他機関に移した】

- \* 現在児童相談所以外の機関で対応しており、今後もそれを継続する。(同趣旨3)

87

## 2004年（または設置年）から2016年までの 育成相談件数の増減と対応のあり方に対する考え方

(複数回答)

- 検定結果では有意差はなかった。

	引き続き児童相談所が育成相談の相談機関として現状通りの役割を果たしていく	児童相談所以外の相談機関における対応に移していく	児童相談所での対応をさらに強化していく	その他	
件数が減少した児相	138所 60.5%	64.7%	35.5%	2.2%	8.7%
件数が増加した児相	70所 30.7%	68.1%	31.4%	2.9%	10.0%
件数無回答	20所 8.8%	85.0%	25.0%	5.0%	5.0%

88

n=228

## 2004年（または設置年）から2016年までの 障害相談件数の増減と手帳判定業務のあり方に対する考え方 (複数回答)

○ 検定結果では有意差はなかった。

		引き続き児童 相談所が判定 機関としての 役割を果たし ていく	児童相談所以 外の判定機関 に移していく	児童相談所で の対応をさら に強化してい く	その他
件数が減少した 児相	103所 45.1%	75.7%	16.5%	3.9%	12.6%
件数が増加した 児相	105所 46.1%	68.7%	34.3%	1.9%	6.7%
件数無回答	20所 8.7%	65.0%	15.0%	0%	15.0%

89

n=228

## 中間段階でのまとめとして

1. 主訴別編成・非行専任の設置は専門的な対応に効果的。
2. 虐待・非行専任の設置は迅速な対応に効果的。
3. 非行専任と里親担当の設置はノウハウの蓄積に効果的。
4. 非行専任と里親担当の設置は関係機関との連携に効果的。
5. 主訴別編成と虐待専任はケースを引き継ぐタイミングが難しい。
6. インテーク担当と非行専任は専門性のある職員の確保が難しい。
7. 里親担当は専任担当者の異動による影響が大きい。
8. 家族支援専任設置の利点に対する評価が高い。

## 中間段階でのまとめとして②

9. 児童福祉司数や相談対応件数が多い児相ほど、専任担当設置率が高い傾向がある。
10. 虐待専任を置いている児童相談所は児童福祉司5人以上、年間虐待受理件数76件以上。
11. 児相業務の民間委託は児相の負担軽減効果が大きいですが、適当な民間団体を見つけにくい児相が多い。
12. 児童相談所のスリム化(育成相談や障がい相談を他機関に移して虐待相談と非行相談に特化する方向性)が言われているが、児相の大勢は、今後も育成相談と障がい相談について従来通りの役割を果たしていくという考え方。

91

## 自由記述の課題に関する整理 今後のヒアリングについて

- \* 児童相談所の課題に関する自由記述を整理した添付資料参照
- \* 今後はヒアリングを通して、
  - ・専任部署設置の経緯や、設置されていない理由
  - ・具体的な事例に対する所内での対応の流れ
  - ・業務量の現状や問題点
  - ・児童相談所業務のあり方に関するご意見などについてお聴きし、児相タイプ別に整理する予定。
- \* 以上を通して、今後の児童相談所のあり方に関する検討素材を提供したい。

92